

平成20年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年9月12日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について
日程第4 意見書案第1号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書
意見書案第2号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
意見書案第3号 社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書
意見書案第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書
意見書案第5号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書
意見書案第6号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)関連疾患に関する意見書
意見書案第7号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書
意見書案第8号 学校耐震化に関する意見書
意見書案第9号 生産資材高騰等に関する意見書
意見書案第10号 投機マネーの抜本的規制強化に関する意見書
意見書案第11号 介護保険計画の見直しに関する意見書
意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
意見書案第13号 北海道開発局の存

続に関する意見書

- 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣報告
日程第7 委員の派遣について
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について
日程第4 意見書案第1号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書
意見書案第2号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
意見書案第3号 社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書
意見書案第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書
意見書案第5号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書
意見書案第6号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)関連疾患に関する意見書
意見書案第7号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書
意見書案第8号 学校耐震化に関する意見書
意見書案第9号 生産資材高騰等に関

する意見書	22番	田中	之繁	議員
意見書案第10号 投機マネーの抜本的規制強化に関する意見書	23番	東	千春	議員
意見書案第11号 介護保険計画の見直しに関する意見書	24番	宗片	浩子	議員
意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（1名）

1番 佐藤 靖 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐藤 健一
 書記 間所 勝
 書記 松井 幸子
 書記 高久 晴三
 書記 熊谷 あけみ

日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告について
 日程第6 委員の派遣報告
 日程第7 委員の派遣について
 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（25名）

議長 26番 小野寺 一 知 議員
 副議長 19番 熊谷 吉 正 議員
 2番 植松 正 一 議員
 3番 竹中 憲 之 議員
 4番 川村 幸 栄 議員
 5番 大石 健 二 議員
 6番 佐々木 寿 議員
 7番 持田 健 議員
 8番 岩木 正 文 議員
 9番 駒津 喜 一 議員
 10番 佐藤 勝 議員
 11番 日根野 正 敏 議員
 12番 木戸口 真 議員
 13番 高見 勉 議員
 14番 渡辺 正 尚 議員
 15番 高橋 伸 典 議員
 16番 山口 祐 司 議員
 17番 田中 好 望 議員
 18番 黒井 徹 議員
 20番 川村 正 彦 議員
 21番 谷内 司 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
 副市長 中尾 裕二 君
 副市長 小室 勝治 君
 教育長 藤原 忠 君
 総務部長 佐々木 雅之 君
 生活福祉部長 吉原 保則 君
 経済部長 手間本 剛 君
 建設水道部長 野間井 照之 君
 福祉事務所長 中西 薫 君
 上下水道室長 和田 博 君
 教育部長 山内 豊 君
 市立総合病院院長 内海 博司 君
 市立大務局長 三澤 吉巳 君
 市立大務局長 三澤 吉巳 君
 監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知識員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に佐藤靖議員より欠席の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 持田 健 議員

18番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツの運営状況について外2件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、今定例会に3件の質問を島市長、藤原教育長にしておりますので、まずは先般8月21日に原油、肥料価格などの高騰により生産コストが大幅に増大するなど、農業経営を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあることから、農業経営の環境実態を広く周知していくとともに、政策的な対応を強く訴えるべく消費者団体、経済団体等も含めたオール北海道として、全道農業危機突破総決起大会が札幌市で開催されました。5,000人規模の農業者を中心とした大集会が開かれました。現状の農業情勢では来年度の再生産がままならない状況にあり、農業者の努力ではしのげない現状にあります。国策による打開しか解決の道はないものかと考えるものであります。名寄市においても市長を先頭に上部機関に働きかけが必要と考える

ものであります。市を挙げての対応が必要と考えるものであります。

質問に入りたいと思います。まず、名寄市福祉施設の運営状況についてお伺いいたします。国が定める医療適正化計画、2008年から12年度の5カ年の概要が示されました。現状慢性疾患の高齢者が長期入院する療養病床約35万床について12年度末に15万床まで6割削減する当初目標を緩和して削減を4割にとどめ、約22万床を存続させる方針に転換することになりました。この地域においても高齢者の施設介護を中心に取り進めている地域にとって影響は少なくないとも聞かれますが、どのようなものかお尋ねいたします。

高齢者にとって06年の医療制度改革がされ、長期入院を解消し、医療費年間約4,000億円を抑制する制度改革がなされました。ことしは後期高齢者制度が始まり、1年間の据置期間となっています。今後高齢者の医療費負担がふえる傾向にあり、行く当てのない高齢者、介護が必要な方にとって施設に入りたくも現状では順番を待つ待機者でいっぱい聞くものです。介護員の不足等により利用施設の定員が満たされていない状況にあるとお聞きしますが、両施設の現状をお聞かせ願います。

1つ目に、特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツの現状の運営状況をお知らせ願います。

2つ目に、両施設の利用定員数に対する考え方をお聞きいたします。

3点目に、両施設の課題、問題点と今後の対応についての考えをお聞きいたします。

4点目に、両施設運営の住民理解を高める方策も必要と考えますが、考え方をお聞きいたします。

5点目に、行政としての今後の両施設に対する支援策の考えがあればお聞かせ願います。

次に、名寄市公民館活動のあり方についてお伺いいたします。早いもので新名寄市がスタートして2年半がたとうとしております。名寄市の中に風連公民館、分館6、名寄公民館、分館6、智恵

文公民館、分館4の3つの公民館がそれぞれの活動をなされており、合併協議においてもお互いの活動の違いを理解し、協議事項では協議されていないものとするもの。風連地区では現在住民自治組織の検討が進められており、地域おこしの原動力ともなっている分館活動を含めた新たな組織づくりに苦慮しているものです。名寄地区では、今検討が進められている自治基本条例の策定においても地域自治の確立には地域おこしの役割を担う人材育成が必要と考えます。こうしたことから、特に名寄市の公民館の分館活動は私は重要と考えています。このことから、教育長に名寄市公民館活動のあり方について伺いたします。

1つ目に、現状の地域性を持つ公民館活動の違いなどの認識をどうお持ちか。

2点目に、風連地区の住民自治組織移行に伴う公民館のあり方について。

3点目に、今後の名寄市公民館活動のあり方について。

次に、風連地区住民自治組織移行への状況について。昨年6月、合併協議に基づき長年にわたり旧風連町で進めてきた行政区制度から住民自治組織への移行について諮問機関ができました。風連区長より委員の委嘱を受け、風連町住民自治組織移行審議会での論議がスタートいたしました。8月の第4回審議会では、区割りの再編見直し素案が示されました。市街地は4行政区、町内会13を5組織へ、農村地区は13行政区を5組織への素案が示され、地域での検討が進められている状況にあるとお聞きしております。手持ちの資料の移行スケジュールでは、移行年月日を平成22年4月1日とし、平成20年10月、審議会が特例区長へ答申、11月から12月、住民説明などを予定しているが、現状についてお知らせ願います。

さらに、地域自治区について合併協定でも合併特例区設置期間終了後は合併前の風連町に地域自

治区を設置することに決まっています。同様に名寄地区でも設置が決まっています。第2回定例会で同僚の佐藤勝議員の地域自治区に対する考え方では、当分の間地域連絡協議会でとの考えであったが、合併の日から5年間の猶予があり、自治基本条例によるところの地域自治を高める意味でも私は地域自治区の設置は必要と考えます。今の時点での地域自治区の設置を延期する考えに理解に苦しむものであります。このことから、風連地区の住民自治組織移行への状況と地域自治区についての考え方をお伺いたします。

1点目に、新たな区域の再編見直し素案に対する住民自治組織の進捗状況と課題等について。

2点目に、住民自治組織移行審議会での論議経過について。

3点目に、今後の住民自治組織審議会の役割、予定、答申を受けての考え方について。

4点目に、合併特例区終了後の地域自治区の設置の考え方について。

5点目に、地域自治区設置に向けて政策転換の考えは。

以上を申し上げて、壇上からの質問といたします。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） おはようございます。ただいま木戸口議員から大きく3点にわたり質問がございましたので、1点目は私から、2点目は教育部長、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名寄市特別養護老人ホーム清峰園及びしらかばハイツの運営状況についてお答えをいたします。御質問がそれぞれ関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。既に御案内のこととは存じますが、まず両施設の概要、沿革などについて申し上げます。清峰園につきましては、昭和48年6月に定員50床で開設し、昭和50年には定員を100床に増床し、現在に

至っているところでございます。平成14年に現在の施設を開設し、ユニット型の個室体制に整備をいたしました。平成7年からは定員2床で短期入所者も受け入れし、現在の定員は15床となっております。一方、しらかばハイツにつきましては、昭和63年4月に定員50床で開設し、平成4年には定員を80床に増床し、現在に至っているところでございます。短期入所者は、昭和63年の開設当時は定員6床、現在の定員は10床となっておりますところでございます。

次に、運営体制でございますが、清峰園は開設当初から名寄市社会福祉事業団に経営を委託し、平成18年からは指定管理者として同事業団を指定しております。また、しらかばハイツにつきましても本年5月から同事業団を指定管理者としております。しらかばハイツの経営が事業団に移管し、1つの経営体制にはなりましたが、長年それぞれ事業所としての歴史、経過があり、施設的な違いからも細部のサービス内容などに違いがありますが、運営につきましては当分の間今までどおりの体制で続け、段階的に統一を図ってまいりたいと考えているところでございます。

両施設の利用状況でございますが、清峰園につきましては平成19年度の年間利用者は1,178人で、月平均利用者は98.2人となっております。また、短期入所者は576人となっておりますところでございます。平成20年度の状況につきましては、8月末現在で利用者は477人、月平均利用者は95.4人、短期入所者は183人という状況となっておりますところでございます。一方、しらかばハイツにつきましては、平成19年度の年間利用者が951人で、月平均利用者は79.3人、短期入所者では151人となっておりますところでございます。また、今年度8月末現在での利用者は383人で、月平均利用者は76.6人、短期入所では65人となっておりますところでございます。

次に、両施設の利用定員数に対する考え方についてでございますが、この8月末での待機者数に

つきましては清峰園は108人、しらかばハイツでは66人となっておりますところでございます。利用状況の数字だけを見ますと両施設であきの状態があることにはなりますが、上位ランク待機者の体の都合や空きベッドの性別の状況等もございまして、あきが生じても直ちに入居していただくことができないこともありますことを御理解いただきたいと思いますところでございます。今後におきましてもあきが生じた段階で、入所判定委員会の結果、担当ケアマネジャーとも連絡を密にし、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、両施設での課題や問題点についてでございますが、最大の課題は何といても介護職員などの不足にあります。現在介護福祉専門学校への入学率は50%にも満たない状況であるとの報道もあり、介護職員の不足は一名寄市だけの問題ではなく、全道、全国的な問題となっているところでございます。現在両施設とも加盟しております全国老人福祉施設協議会などを通じて介護職員の確保に対する取り組みを強化しているところでございます。名寄市におきましても介護職員の確保は喫緊の課題として両施設で積極的に行っており、職員の公募につきましては名寄市社会福祉事業団からの要請に基づき新聞の広報欄などを活用し、募集の支援をしているところでございます。介護職員の確保に向け、引き続き必要な支援をしておりますが、市民の皆様にも両施設の介護職員確保に対し御支援、御協力をいただきますよう改めてお願いを申し上げますところでございます。そのほか両施設への支援策では、運営経費や建物等の維持補修などがございしますが、運営経費につきましても今後とも予算要望に対し適切に対応してまいりたいと考えているところでありますし、施設等の維持補修や備品の補充等についても適宜対応してまいりたいと考えているところでございます。

市民の皆様におかれましては、両施設の現状を理解していただくとともに、入所者、さらには今

後入所される方々が安心して健やかな生活を送っていただけるよう努力を重ねてまいりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目、名寄市公民館活動のあり方についてお答えをいたします。

初めに、現状の地域性を持つ公民館活動の違いなどの認識についてお答えをいたします。現在名寄市には3つの公民館本館があり、名寄地区を対象区域とした名寄市公民館には6つの分館、智恵文地区を対象区域とした名寄市智恵文公民館には4つの分館、風連地区を対象区域とした名寄市風連公民館には6つの分館があり、それぞれの地域において独自の活動と事業展開をしております。名寄市公民館は、趣味、教養と生活課題、社会課題をテーマとした市民講座の実施と文化活動への支援、芸術、文化鑑賞の機会提供や青少年を対象とした書き初め広場や冬休み児童生徒作品展などを行っており、農村地区で開設している分館においては料理や手芸、しめ縄づくりなどの講習会のほか、地域内の交流のためのレクリエーションやスポーツ大会を行っております。智恵文公民館においては、高齢者学級を事業主体としながら、地域のふるさとまつりや健康まつり、子ども会事業に協力しておりますし、分館では料理や手芸、お菓子づくりなどの教室やオセロやレクリエーションの大会を行っているところであります。風連地区におきましては、名寄地区や智恵文地区と違い、地区全体に分館を設置し、分館ごとに地域に根差した独自の事業展開を行っております。各年代に対応した活動や地域における四季それぞれの行事としての歴史のあるふるさとまつりや運動会、他地域の産業視察を実施しており、地域活動の核となっていることを認識しております。

次に、2点目の風連地区の住民自治組織の移行に伴う公民館のあり方についてお答えをいたしま

す。風連地区の公民館分館につきましては、地域活動の核として長年にわたって地域に根差した活動を展開していただいているところでございます。そのようなこともあって分館が住民自治組織移行との関連でどうなるのかといったことについては、地域住民の大きな関心事になっております。住民自治組織移行に際しての区域再編の中では、現在の分館区域と住民自治組織再編の区域と違うところがありますので、余り分館にこだわりますと区域の再編にも影響を及ぼすのではないかと懸念もございます。これまで風連地区のそれぞれの分館は、地域住民の連帯感の醸成、教育、生活、文化の向上などに大きな役割を果たしてきたことについては十分理解をしておりますので、前倒しできるものはしながらも、その活動内容については基本的に特例区期間中については現行の形を継続していきたいと考えてございます。

なお、その後については、議員御承知のように両地区の公民館分館制度に大きな差がありますので、それを統一しなければならない課題もあります。活動については、これまでの実績から支援は必要と考えておりますが、周辺の自治体では自治組織への移行の際に分館活動を自治組織へ切りかえているところもありますので、それらを参考にしながら今後各関係機関と協議し、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、今後の名寄市公民館のあり方についてお答えをいたします。公民館は、社会教育法の中で市町村その他の一定地域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することと規定されてございます。その事業は、現実的な生活に役立つ教育的、文化的なものとしてとされております。言うなれば地域単位に住民の生活を教育的、学習的手法で高める施設でございます。生涯学習の意識を高め、事業を推進していくための中核施設としての公民館は、今後

も各種学習要求に対応できる機関として整備が必要であり、施設や事業を住民のまちづくり活動を支援する性格のものとし、まちづくり情報を含めた学習、生活情報の提供や相談機能を備えることが必要と考えてございます。分館につきましては、現在の事業展開を推進しながら、3つの公民館本館が情報を共有し、事業の連携をとるなど、それぞれの公民館運営審議会に意見を求め、公民館としての質の向上を目指してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから3点目の風連地区住民自治組織移行への状況についてお答えします。

まず、1点目の新たな区域の再編見直し素案に対する住民自治組織の進捗状況と課題等についてですが、議員御承知のように住民自治組織の取り扱いについては旧名寄市と旧風連町とは組織形態が違うところから、旧風連町の行政区制度を新たな住民自治組織に移行するために特例区では昨年6月に風連住民自治組織移行審議会を設置し、審議をいただいております。その審議会では、行政区長や市街地の町内会長等と意見を交換しながら、将来の人口動向等を見据え、既存の行政区単位や小学校校区、公民館分館の区域を重要視しながら、具体的な区域割りを素案としてまとめ、昨年9月の地域の意見等を集約するために行政区長や町内会長を通じて地域協議をお願いしてきました。地域協議の内容につきましては、区域の再編案はもとより組織の名称、移行年月日等についてもあわせてお願いをいたしました。それらに対して地域では組織の名称、移行年月日については特に異論がございませんでしたが、区域の再編の素案に対しては大筋では理解を得たものの中には現行の行政区をそのまま新組織へ移行したい地域、素案よりも大きな枠組みでの再編を希望している地域、もう少し協議に時間が欲しい地域、また関

連では公民館分館あるいは地域施設の管理は今後どうなるのかといった意見が寄せられたところがあります。審議会といたしましては、地域の意向を基本的に尊重することとしておりますので、審議会の正副会長と協議し、大きな枠組みで再編を希望している地域の考えを隣接する地域に意向を伝え、再編に理解を求めるとともに、別の枠組みでの再編の道がないかなど一部の地域と協議をしているところでもありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の住民自治組織移行審議会での議論経過についてですが、審議会が昨年6月に設置されて以来先ほど申し上げましたように関係機関と意見交換をしながら、移行に向けての諸条件や区域の再編などについて議論を重ねてきたところでもあります。現在は、一部地域の議論の推移を見守っている段階ですが、近日中には意見の集約がなされると思いますので、答申に向けての審議を再開する予定となっております。

次に、3点目の今後の住民自治組織移行審議会の役割、予定、答申を受けての考え方についてですが、新しい組織については行政区制度と違って地域住民が地域におけるさまざまな取り組みを行ったり、地域が抱える課題などに自主的に取り組んで解決したりする仕組みが町内会などの住民組織でありますので、まずは地域住民の理解を得ることが第一と考えております。審議会からの答申予定は、今一部の地域での結論を待っている段階ですが、当初の予定どおり10月中には答申をいただけるものと思っております。答申を受けての考え方についてですが、まだ答申を受けておりませんので、踏み込んだお答えはできませんが、内容は恐らく地域の意向を尊重するとともに、少子高齢化が進展する今日の状況から近い将来それぞれの地域では世帯数の減少と高齢化等により自治活動が停滞することを想定しての答申をいただけるものと思っておりますので、答申を受ける特例区としては現実を直視しながら、地域の皆さんの

理解と協力をいただき、再編を進めるべきものと考えております。

次に、4点目の合併特例区終了後の地域自治区設置の考え方についてですが、この関係につきましてはさきの第2回市議会定例会でも御質問をいただき、お答えをしておりますが、合併協定書では両地区に地域自治区を設置する旨規定されておりますが、名寄地区では時期尚早ということで当面は地域連絡協議会を組織しながら、市民との協働のまちづくりを進めるとしており、既に準備会の立ち上げを終えているところであります。そうした状況を踏まえすと、一自治体の中での二制度は好ましいことではありませんので、風連地区におきましても特例区期間終了後当分の間は名寄地区と同様に地域連絡協議会を組織しながら、地域の課題等について対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目の地域自治区設置に向けての政策転換の考えがあるかについてであります。現在名寄地区におきましては7つの小学校区において地域連絡協議会設置に向け準備会が立ち上げられたところであり、年度内には地域連絡協議会が設置される予定になっております。したがって、当面は両地区に地域連絡協議会を設置していただき、広域的なまちづくり活動や地域の課題、問題等に関して地域住民の意見、要望、提言等を行政に反映させる役割を担っていただきたいと考えております。このことは、少子高齢化などによる人口減などの現状を考えますと住民自治機能の充実において地域連絡協議会の設置は将来的には地域自治区への発展につながるものと考えておまして、まずは地域での連携を深めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。時間の関係もありますので、順番とはいかないのですけれども、まず公

民館、そして地域自治組織、そして特養関係の順で再質問をいたしたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

それでは、まず最初に今山内部長より公民館についてのあり方、また今後について御答弁をいただきました。答弁の中にも風連地区の公民館のあり方というのは地域性もあり、歴史があるということ御理解をいただいたとも思いますし、それぞれ名寄については生涯学習を発展させるべく進んでいるのかなと考えております。この違いを認識しながら、しかし今の御答弁ではそういったよさはあるけれども、とりあえずというか、合併特例区の間は今の現状の中で保っていきたい。しかし、その後については統一したいと、そんなお話だったかと思うのですけれども、まずはたしか12月だと思ったのですが、12月の昨年定例会の中でも同僚であります中野議員からもそういった公民館の関係の御質問をされていたわけですが、そうした中でも今後公民館館長、または運営審議会等でそういった論議をして、詰めていきたいという答弁あったのですけれども、それらについての今現状はどういうお話しされているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問ありましたように、それぞれ3つの地区公民館がございますけれども、それぞれの特色を持って公民館活動を行っているということであります。それで、現在一番の関心あるのはやっぱり分館活動の差と申しますか、地域を盛り上げる活動という部分がございます。その中でも風連の公民館分館は歴史を持った活動をしているという状況にあることは認識してございます。

それで、昨年来公民館の運営審議会、これは風連地区の運営審議会ですけれども、また公民館の分館長主事会議の中でも地域の自治区移行に伴って公民館の分館活動などはどうなるのかといったような、そういったような話もございました。今

まで地区再編の部分について余りはっきりしなかったという部分があります。その中で、今年の12月にもそうした質問をいただきましたけれども、その部分についてはまだ再編の形が定まっていないということもありまして、公民館分館長、あるいは主事、あるいは審議委員さんにもそういった過程の中で分館のあり方についてどうなのだというまた再度の不安の質問等がございました。この中で、私どもは分館の今までの地域の特性を生かした活動をやっているということで、それは認めているわけございまして、これはやっぱり支援をしていかなければならぬということがありまして、今後形はどういうふうになるかまだわかりませんが、そうした支援はしていきたいという話をさせていただいております。このたびこの特例区の期間中は現行の形の中で進めていきたいというふうには思っております。その中でもやはり今この特例期間を過ぎた場合の中でその課題というものがあまして、その課題を解決するためにも特例期間中の中でも前倒しできるものは前倒しをしていきたいという考えを持っておりますので、それらについても公民館運営審議会、あるいは分館長主事会議の中でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今答弁にありましたように風連地区の公民館長、または主事、または運営審議会の中でもそういった論議がされると。その中では、今答弁あったように特例区の間は現況の、それ以降についても何らかの形でそういった地域性のあるものを支援していきたいという考え方でよろしいのですね。いいですね、そうしたら。

それで、統一するということがあったのですけれども、今現況のよさや何かを十分認識されているというお話だったのですけれども、これは統一するに当たっては財政だとかいろんな問題はありま

すけれども、やはり評価しているものを簡単には切れないと思うのですけれども、そういった今の時点で統一するに当たって、支援はしていくという話だったのですけれども、これは全体の名寄市の中の支援の形をとっていかなければならないと思うのですけれども、そういった名寄市の公民館に対してもさらなる支援というか、そういう頭でよろしいのですか。それとも、かなり風連の今までの支援から見たら大分支援は落ちていくけれども、そういった統一した考えというのはどういうところに置いていますか。その辺のちょっと所感をお聞きしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 特例期間中については、活動の保証はしていきたいと思っておりますので、その辺で差をつくるということにはならないというふうに思っています。ただ、分館長、主事のあり方についても、この辺についてはかなり差があるということも含めて、その辺が特例期間中に前倒し、ある程度の前倒しができるかどうか、その辺もあるというふうに思っていますし、また今までの分館に対する活動交付金というものがありますけれども、これについては今までの活動を維持するというのであれば、その辺については支援をしていくということに考えは変わっておりません。ただ、その活動をやめたとかそういったことになれば、その辺の内容についてはまた精査をしていかなければならないと思っておりますけれども、現状の活動が続くということであれば特例期間中についてはそれについて保証していきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 大体考え方がわかり、もう一点ちょっとお聞きしたいのですけれども、これはこれから22年4月にスタートする、住民自治組織に移行するというので、それで答弁の中にも近隣の町村の中でも和寒、美深ですか、自治組織に移行して、公民館分館、公民館のあり

方というのが変わってきているというお話だったのですけれども、最後にあったその辺ちょっと御説明いただければと思いますけれども。どんなものなのかという、あり方として。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 名寄地区、それから智恵文地区についての分館活動については、単位町内会と表裏一体になった活動というふうになっておりますけれども、風連分館につきましては現状の行政区が幾つか集まった分館活動というふうになっております。また、今地区再編をやっている中でも単一の町内会イコール分館ということではなくて、幾つかの町内会と分館という形になるのかなというふうに思います。そういったことでは、非常に分館から自治組織に簡単に移行できるかどうかというのは、先ほどの答弁の中でもちょっと懸念を持っているという部分があるのは、今までの分館活動的なものがまた裂き状態になるのではないかと懸念がありまして、その辺については十分研究しながら、分館の活動のそうした形への移行を進めるのであればその辺について検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知識員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 1つ教育長にこの問題について最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど特例区の中でも前倒しできる部分ということで、分館長の手当、主事の手当、ちょっと名寄地区から見るとかなり違うものがありますし、活動の内容も違うのですけれども、そういった現場で今まで一生懸命取り組んだ中でそういった報酬、報酬とは言えませんが、そういったものがあったと思うのですけれども、それもしれば前倒しで調整したいというお話だったかと思うのですけれども、それについてもやはりよく話し合っ、理解を深めながら進めていただきたいのと、これについての考え方と、あと先ほども山内部長が言われましたように新たな自

治組織ができた中で表裏一体の分館というような持っていき方が、近隣もそういう体制をとっているかと思うのですけれども、そういった中で支援は何らかの形でしていくというお話で、理解でよろしいかと思うのですけれども、これからはそういった支援もその活動だとかそういったものに対して一律でなくても、いろんな形の支援があると思いますので、やっぱりその地域の自治組織を高める、住民のコミュニケーションを高めるという、そういった使い方に、そういったものに対する支援を余り金額にこだわらずそういったものを支援していくべきだと私は考えておりますけれども、教育長のお考えをお聞きます、2点。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） せんだって名寄市社会教育中期計画が策定されました。これは、平成20年度から24年度までの名寄市における社会教育のあり方が定めるというか、目標を定めているところでございますが、この中でも学習要求にこたえる公民館活動というところがございまして、公民館というのは地域のそれぞれのニーズに応じた学習活動を率先的にしていくという、そういう目標が掲げられております。これは、1つは学社融合と大きくかかわるものであって、その視点から判断しますと特に風連地区の公民館活動はいわばコミュニティ活動と非常に相通ずるものがあるのではないかと、こう思っているところでございます。そういう視点をまず置いておきまして今の前倒しのあり方ではありますが、部長も答弁いたしましたように風連分館のこれまでの活動というのはこういう視点からは非常に根づいたものになってきている。それだけに一方的にこれを統一するというのではなくて、よく分館長、分館主事、あるいは公民館審議委員会の意見なども聴取しながら、これらの調整を図っていきたいと、こんなことを考えているところであります。

それから、他の地区のことについても先ほどちょっとお尋ねがございましたが、例えば和寒とか

美深あたりでは行政区から自治組織移行にあわせて公民館分館活動は自治組織へ移行されているところがございます。したがって、このコミュニティー活動と分館活動が同じような理念を持っているという考え方からすると、将来的には当然そうなるのではないかなと、こういうことを想定しているところがございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 先ほど言った支援の形もぜひとも参考にさせていただいて、自治組織に移行した中でも部長もそういった支援をしていくというお話だったので、そういったものを十分考慮しながら、そういった支援をしていただきたいと思います。それでは、余り時間がないので、この問題よろしくお願いたしたいと思えます。

それでは、風連地区の住民自治組織移行についてということで、先ほど答弁いただいたわけですが、現状ではなかなか、聞くところによると2月から審議会が開催されていないと。素案に対するそういった話し合いがなかなかつかなかったというお話でした。審議会の委員の中にはそういった現状が知らされないで、なかなか2月から開催されないことに対する不満も私は聞いたところがございます。しかしながら、先ほど答弁の中では一部今検討して、大体まとまるのだというお話と、あとこれから審議会がそういった方向性を見出すのに10月にはスケジュールどおり答申していくのだという考え方だったかなと思えますけれども、もう一度ちょっと確認したいのは、近日中にいいか悪いか、どういうまとまり方するかちょっとわからないのですけれども、そういった方向性を出していただける、そして審議会では10月に答申する、そしてまた移行を早くに、早くにつけて申しわけないですが、移行しないで今の行政区をそのまま進めるところももうはっきりしているところもありますよね。そういったものの理解の仕方、どういうふうにそう

いったものを整理して、答申を受けるのかということをお聞きしたいのですけれども、まずは今の検討されているもう少しでまとまるよという、その状況はいい方向にまとまっていくのか、その辺の状況、あとは答申に向けてこれから時間がないのですけれども、本当に答申が論議されてできるのかと、2月からずっとあいている審議会の中で。あとは新しい枠組みに参加しないよという地域がありますよね。そういった地域に対して今後どう取り組んでいくのか、その3点よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） さきに総務部長のほうからお答えしたとおり、10月をめどに一定程度の答申をしていただくようにお話をしておいております。これは、素案をつくる段階で素案の骨子、モデルになるようなものをつくって出してくれということが審議会のほうから出されまして、それに基づいて公民館と今の行政区との関連を持たせながら、そしてまた将来の人口等を見きわめながら一つの案として出し、それを審議会の中ではこれをもって一応住民説明会をやるということで、それぞれの地域に出向いてやってきたところがございます。したがって、その中には反対、賛成含めていろいろな意見があったわけですが、それらを整理しながら10月へ向かってつくっていくと、このように聞いております。したがって、その一つの方向性で出るのかどうかというのはちょっとまだわかっていないわけですが、それら出た答申を尊重しながら、さらに検討を加えていかなければいけないのかなと、こんなふう考えております。

以上です。

○12番（木戸口 真議員） いいのですか、答弁。私3点聞いたのですけれども、それで答えになっていますか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 大きな流れとしては今

言ったとおりそういった流れできております。ただ、入らなくてもいいとか悪いとかという論議は今のところ出ておりませんから、その部分については今の段階では触れておりません。

それと……

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時57分

○議長(小野寺一知議員) 再開をいたします。

小室副市長。

○副市長(小室勝治君) 現在までそれぞれ地域において説明会を開きながら、意見を聞いてきたところがございますが、当初から大分変更されている部分がございます、独立していきたいという地域もございます。今までのエリアの中でいきたいという地域もございますし、また日にちがたつことによってもうちょっと大きくしてエリアをつくってみたいというような地域もございます。それで、拡大してもうちょっと大きなエリアをつくりたいという部分については、きょう地域に入ってその説明会等を開く予定でおりますので、そういった状況を踏まえながら答申が出されるというふうに考えておりますから、その中できっちりと論議をしていって、やはり組織の変更ということを主眼にしながら、住民の意見を十分に聞きながら、そしてまたそれらの結論を出していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 木戸口議員。

○12番(木戸口 真議員) 現状が動いているという部分もありまして、現状をお聞きしたかったという部分もありますけれども、そういった今慎重な時期に来ているというお話でもありますので、そういった部分大事にさせていただき、近日中にそういった方向が出るという認識を持たせていただきました。また、今の現況のままでいくというところはそれなりに認めていくというか、新し

い住民自治組織に移行していくという考え方でよろしいですね、そうしたら。

それでは、大変そういった現状が動いている中でこういったデリケートな問題を話すと大変な部分もあるのかなと思いますけれども、1つそうしたら現実的な話ちょっとお聞きしたいのですけれども、今までも同僚議員、山口議員、また中野議員もそういった地域のコミセン、また福祉施設的管理等にも言及しているかと思うのですけれども、これあたりも枠組みが決まってからお示ししたい。また、今の答弁の中でも今現況で行政区で現状を維持している4カ所の地域もあるので、そういったものもかんがみながらということだと答弁の中では思うわけですが、これは私の地域においてもやはり大きな問題でありまして、こういった方向になっていくのか、住民負担がある程度の部分もしなければという部分ではやはり大きな固まりになって、そういった負担軽減にもつながるといふ、そういった意向もあるわけですが、この福祉施設について、当初行政が建てたというか、もちろん地域の希望によって建てた部分がありますし、古さも違いますし、大きさも違いますし、そういったものを即維持費あたりはやってもらいますよと言われても、いろんな調整が私がかかると思うのですけれども、これからそういったお話をすることなのだと思いますけれども、今私が言ったようなそういった相当な違いがありますし、いろんな時間をかけてやらなければならないというものもありますし、あと資料、そういった資料を示して、住民の皆さん方が納得できるような方法で私は進めていただきたいと思うわけですが、今後のこういった福祉施設の枠が決まれば、どういう方向で進めるのか。今私が言ったような方向も加味しながら私は進めていただきたいと考えておりますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長(小野寺一知議員) 小室副市長。

○副市長(小室勝治君) 地域のコミセンの関係

と、それから同じような施設としてそれぞれの地区だけで持っている施設もございます。これらについては、さらにこの枠組みが決まった段階をめぐりに検討していかなければならないのかなど。枠組みがどういうふうになるかちょっと今のところ具体的になっていないものですから、それを経て、コミセンのあり方についても論議していかなければいけないのかなど。そのほかにさらに地域には福祉施設、保育所等々の合併になってあいているもの等もありますから、それらの問題も含めてその地域と話し合いをしていって、今後の運営に当たっていききたいなど、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、質問の中にもあったのですけれども、合併協定ということをちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。合併協定で、2年半たつわけですけれども、使用料、あと保育所のそういった協定に基づいているんなことが目安として定められております。それで、質問の中には私は特例区の終了後自治区に移行するべきだという考え方を示し、また名寄市においてもそういったものを実現をしていただきたいという考えを示したわけですけれども、この合併協定書に、今まで議会もそうですけれども、そういったもので進んでいるのですけれども、今回自治区の設置が当分の間おくれる、まして風連地区もあわせていただきたいというような今答弁があったと思うのですけれども、これについては私は5年間の時間があって、今はまだ1年ちょっとあるわけですけれども、そんな中でなかなか住民の意識が高まらないとかいろいろな話はあったのですけれども、これは合併協定で決まっていますので、こういったものは政策でやはり進めるべきだと。もちろん住民の声というのは大事ですけれども、でもこれは法定協議の中で決まっていますので、やはりこれは政策として進めないといことは実現できないと私は考えておりますけれども、これについて市長はどのような考えを持っています

か。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併時における協議とその後の地域における自治活動の成熟度といえますか、このことについてのお尋ねかというふうに思っております。旧名寄市も行政委員制度から町内会自治活動に移行するに当たっていろいろな歴史がありました。今はそれぞれの地域で町内会活動が地域コミュニティ活動として脈々と動いているわけございまして、現町内会を対象にした説明会等では、現在の町内会活動に対する満足といえましょうか、そのことがかなり根強く残っております。私どもが小学校区単位でということで申し上げているのは、その地域、地域の自治活動はもちろん脈々動いているのですが、込み入ってきた状態で例えば少子化問題、高齢化問題で町内会単独でどうしても自治活動が完結しないような事案がふえてきていると。そういう意味では、今の自治活動のくくりを個別の町内会単位でできるものと一定の組織をくくってできるものと、こういうふうに段階をつくった活動をしていこうと、こういうことで提案をさせていただいて、特に防犯に関するケースですとか、あるいは子ども会の活動のケースですとか、いろいろなテーマを出しながら議論をさせていただいております。まだ熟度が各地域での懇談等も含めて十分固まっておりますから、現在は連絡協議会と、こういうようなことに視点を置いて、今協議会の立ち上げをしているという答弁をさせていただいております。ですから、そのことを発展をさせていかなければならないというのは、合併協議の約束でももちろんありますから認識をしておりますけれども、主体の市民の皆さん、特に町内会の会長さん方の意見もまた十分に受けとめていかなければならぬと、こういうことで申し上げておまして、決してこの地域の自治のあり方、（仮称）自治基本条例の論議もさせていただいております、この条例の制定とあわせて地域自治区のありようについては熟度が高

まってくる、こういう期待をしております。風連の合併特例区の時間が経過した後、別個のものというふうには実は考えておりませんで、同様な歩みをぜひ積み上げていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今御答弁いただきました。重要性は十分認識しておられるということで、ぜひとも後戻りなく、ただ先ほど言ったように住民の合意ももちろん必要ですけれども、これは政策でやはり進めていかねばならない問題だと思っておりますので、ぜひともそういった方向で進めていただきたいと考えております。

あと、もう時間、ちょっと1点だけあるのですけれども、福祉関係で……

○議長（小野寺一知議員） 若干認めます。

○12番（木戸口 真議員） 若干よろしくお願いいたします。

福祉関係で、今回定数に対しての考え方をちょっとお尋ねしたわけですが、介護員の不足等による福祉施設がなかなか補完されないという、いろんな面で改めるところは改めなければならないと思いますし、人の確保となるとやはり名寄市としてもパートなりをふやしてあげるだとか、そういったいろんな意味で補完していかなければならないと私は考えております。それで、5月の広報なよろですか、その中でも風連の松田先生が今大変な時期だということをお話されておりましたし、住民にももう少し施設のあり方だとかそういったものをPRするべきだと思ふことと、その考えと、あともう一点は来年度に向けてそういった人材に対する支援がやはり私は必要だと考えておりますので、せつかく定数がある中でこういう高齢者の行く場所がないときに、その定数を満たせない現状というのを把握して、何らかの支援が必要だと思いますけれども、ひとつその辺で御答弁いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私は、事業団のほうの理事長もしているものですから、逐次運営については理事会等も開催し、内部の協議もさせていただいております。所管の部長からも答弁をしておりますように、どうしても介護専門職が日本の現在の介護保険制度の中のひずみかもしれませんが、処遇等が十分でないということも含めて養成する学校に希望者が集まらないと、こういうようなことがあるわけございまして、全国的に介護現場における悲鳴があるわけでございます。私どもこのことにつきましては、やはり国の責任において介護報酬等の改善をしないと、開設しているところだけの努力だけでは解決できない問題と、こういうふうに認識をしておりますが、9月には理事会等を臨時に開催をして、介護現場における職員の定数の見直し等も図る中で来年の3月卒業する介護のそれぞれの新卒者と申しませうか、そういう人材の確保にしっかりと努めていきたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

食育推進と地場産食材の消費拡大について外2件を、山口祐司議員。

○16番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、食育推進と地場産食材の消費拡大について質問をさせていただきます。近年学校給食の目的が栄養改善から食育の場へと転換されようとしており、文科省も具体的な検討に入ったとの情報もあります。米飯の目標回数においても、全国平均週2.9回を週4回に引き上げたいとのことで、回数の少ない自治体へのでこ入れ策も図る方針とのことですが、名寄市においては現在週何回の米飯を行っているかお聞かせをください。また、一方で米飯の残食が多いとの話も聞いていますが、どのような対策をとられているのかも聞かせをいただきたいと思っております。

昨年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで40%、前年度比1ポイント増とわずかながら改善を見せたわけですが、国内の小麦消費量の1割が米粉に切りかわれば食料自給率は2ポイント上昇するとの試算もあります。最近の小麦高騰によりその米粉が見直されてきていますが、名寄市においても平成21年4月から供用開始が予定されていますパン製造施設にあわせて地場産の米粉によるパンの製造が可能かどうかお伺いをいたします。

次に、環境行政について質問をいたします。本年6月、環境省は全国100カ所の平成の名水百選を選定し、上川管内では東川町の旭岳源水、それからお隣美深町の仁宇布の冷水、十六滝が選ばれました。ともに地域住民に愛され、守られてきたものであり、また住民にいやしと安らぎを与えてきた結果だと思えます。名寄市においても将来のまちづくりに向け、また次世代を担う子供たちのためにも現存する市内各地区の優良で将来ともに保存に値する美観的環境箇所を行政として関係部署と協議の上、再点検を行い、市民と好環境との共生を進めるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

また、このことは市民を巻き込んだ市民参加型の選定が最良と考えますが、そのための市民周知が重要だと考えますが、このことについてもお尋ねをいたします。

最後に、クラヌマ川の管理について質問をさせていただきます。クラヌマ川は、風連市街地を通り、北に向かって流れる全長で5キロにも満たない小さな川です。沿線に住む農家戸数の減少、それから高齢化により、毎年行われております草刈り作業についても体力的にかなりつらい作業と聞いております。現在市が管理している区間についてどのような管理をされているのか、また今後の管理体制はどのようにされるのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま大きな項目で3点御質問いただきました。1点目は私から、2点目については総務部長から、3点目については建設水道部長からの答弁となります。

食育推進と地場産食材の消費拡大についてお答えをいたします。初めに、米飯給食の回数引き上げについてお答えをいたします。現在学校給食における主食の提供は、週に米飯が3.5回、めん類が1回、パンが0.5回となっております。加えてめん類の提供時には半ライスをつけていることから、米飯給食は週4.5回の提供となっております。国は、平成17年6月、食育基本法を制定、それに基づき食育推進基本計画が平成18年3月に策定され、食料自給率の向上や地産地消の取り組み、米の消費拡大などの施策展開を図ることとしております。名寄市の学校給食における米の消費については、献立の基本を日本型給食としており、全量風連特産米を使用、また名寄市はモチ米日本一を誇る生産地であり、月に1回モチ米を使うなど、地産地消を学校給食を通して推進しているところでございます。

また、一方においては米飯の残食が多いのも課題となっております。この課題解決のための方策を図るとともに、現在4月より栄養教諭2名が配置された2校、これは名寄小学校、風連中央小学校でございますけれども、この学校において食育、栄養についての授業を行い、給食時には食の大切さや感謝する心を学ぶなど、給食を完食させる取り組みを担任とともに実践しているところでございます。

次に、米粉を使ったパンづくりについてお答えをいたします。現在名寄市の学校給食におけるパンの提供においては、給食の安全、安心の観点に立ち、すべて道産小麦を使用し、提供しているところでございます。しかしながら、近年米粉パンの需要の高まり、人気から学校給食に米粉パンを取り入れることができないか学校給食センター内

で検討してまいりました。北海道学校給食会では、平成19年度からパン原料として道産小麦100%の供給をしていることから、この点について問い合わせをしたところ、地元産の米粉を使用することに問題がないことを確認いたしましたので、現在米粉パンの試作を始めているところであります。これまで米粉はグルテンがなく、コストも高くつくことから利用されにくい状況でありましたけれども、ことしに入って外国産小麦の高騰、道産小麦の不足から見直されてきてございます。米粉パンの製法はいろいろありますが、名寄市の学校給食においては安全、安心と添加物は使わないとしており、慎重に対応してございます。また、日本一のモチ米も児童生徒に意識してもらうためモチ粉を使用したモチ粉パンにこだわりを持って、旧風連学校給食センターを改修活用する予定の学校給食用食材供給施設において提供していくことを考えてございます。さらには、他の地元農産物、アスパラ、カボチャ、バレイショ等を活用した特殊パンの製造も視野に入れ、進めてまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうから2点目の環境行政についてお答えいたします。

議員から御提言ありましたいわゆるふるさと再発見とでも言われるでしょうか、昔からある忘れられている地元の自然の美観地は存在しております。合併後お互いの地域に気づかない場所もあるかと思えますし、魅力ある潜在的な地域資源をいま一度見直し、また新たな美観地の情報収集も行い、周知することによって市民のいやしの場となることも考えられます。従来からあるすばらしいものを再発見し、情報を共有していくことも極めて大切なことだと認識しております。

具体的に取り組んでいる事例としましては、行政分野では教育委員会が本年4月に編集、発行いたしました3、4年生の社会科副読本「なよろ」

の中に四季折々の名寄、風連地区の名勝、自然、指定文化財などについて記載をしております。また、民間レベルでは合併前の平成17年12月なのですが、市職員労働組合の自治研推進委員会が編集をし、「名寄のいいとこみつけた」が500部自費で印刷され、小中学校にはクラスに1冊ごと、あと公共施設、銀行等多くの市民が集まる場所に配布されております。21年度につきましては、今現在風連地区も取り込んだ新しい「名寄のいいとこみつけた」を発刊すべく写真撮影等準備をしていると聞いておりますので、21年には民間レベルでの新しいふるさと再発見のものが出るかと思っております。

市民の周知方法の関係につきましては、広報なよろ、FMラジオ、市のホームページ等があり、ふるさと再発見により忘れられている自然な地域資源の選定収集ができましたら、市民見学も実施していることから、関係部局と協議調整を行い、取りまとめであるとか周知に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、教育委員会のほうが名寄市公民館の活動としまして、名寄入門ということで5月から9月10日まで8回にわたりまして名寄の名所探し、それから風連の名所についてお話を聞くとか、話し合いをして情報発信をどのようにしていくとか、8回にわたりまして市民30名の方々を募集して、このような公民館講座としての取り組みもしておりますので、議員の提言のありました部分につきましても市のほうからさまざまな形での広報活動を行っておりますので、その中に写真を活用するとか、そういう部分についても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目のクラヌマ川の管理について、現在と今後の管理体制についてお答えをさせていただきます。

す。

クラヌマ川は、全長で4.7キロメートルの小河川で、1級河川と言われる北海道の管理区間が約1.4キロメートル、名寄市の管理区間、普通河川が約3.3キロメートルで、風連緑町公園の池より天塩川水系タヨロマ川に合流する河川であります。北海道が管理する区間においては築堤も整備され、名寄市でも要望はしておりますけれども、北海道が維持管理を行っております。名寄市の管理区間においては、昭和50年ごろに農業基盤整備事業によりかんがい排水事業等で改修し、護岸が施工されております。名寄市による維持管理体制は、河川愛護組合活動による除草作業や名寄市においての床ざらいなどを実施しているところでもあります。今後の維持管理体制においても河川愛護組合における環境整備を継続していただけるようお願いするとともに、北海道と連携をして床ざらいなども適時行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして、大変どうもありがとうございます。何点が再質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず初めに給食センターの関係ですけれども、米飯給食のことですけれども、週に4.5回の提供ということですが、週に5日給食があるとすれば4.5回というとはほぼ完全米飯に近いような形で行われているのかなということを初めて知りました。

それで、先ほども言われていましたけれども、残食が多いのだよという話を聞いたわけですが、米の残食ですからやはり米嫌いなのか、その子供たちの反応というものがどうなのか把握しておられればお聞かせいただきたいと思うのですが、

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 残食が多いというこ

とで、非常に私どももちょっとがっかりをしているところなのですけれども、この残食が多いという部分での分析結果についてはまだ十分に承知しておりませんが、ことし4月からの教諭2名の配置ということで、それぞれ学級に入って、食育についての授業を行っております。学校給食センターの栄養士から栄養教諭ということでの二足のわらじという形になっておりますけれども、それぞれ栄養士の経験を持ちながら、その経験を現場とどう対峙していくかという、そんなことで今授業展開をやっているわけですが、食育の基本というのがどうなっているのかということでもまず栄養教諭については教えていきたいということで今進めておまして、例えば主食の米の茶わん、そして汁物、それからおかずといったものが個々の子供においてやっぱりばらばらだったということなのです。教え方としては、ミッキーマウスの顔を反対にして、茶わん、そして汁物、おかずというものは置くのだよといったような授業もしているということで、基本的にそういったような食の展開といたしますか、食べ方といたしますか、そういったものも教えていくということで、食事をする部分でのきっかけづくりといたしますか、興味といたしますか、そういったものを教えて、なるべく給食を残さないような、そんな取り組みを今しているところであります、今後そういった成果が出てくることを私どもは期待しているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） そういうような形で成果が出てくれればなというふうに思いますけれども、栄養教諭2名ということで、市内2校、名寄小学校と風連中央小学校に配置されているということなのですが、他校についてはどのような対応をされているのか。それから、中学生、中学校はどういうふうになっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 栄養教諭制度、ことし初めて取り入れている部分でありまして、まず名寄小学校と、それから風連中央小学校に在籍をしているわけですが、そこでの授業展開を見ながら、どう子供たちに食育を認識してもらうかということがあります。そういったことで、これからこの1年間の実績を見ながら、今後市内の小学校あるいは中学校にそうした形での栄養教諭の派遣といったものも考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 小学生ですとまだそういう話にも耳を傾けてくれる部分があるかなと思うのですが、中学生ぐらいになるとなかなか難しい部分も出てくるかなというふうに思いますけれども、そういう部分では食育という部分で地道な活動ではありますけれども、ぜひとも続けていっていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、米粉のパンのことについて1つ質問をさせていただきたいのですが、非常に近年小麦高騰ということで米粉が注目されて、新聞、テレビ等で出ているわけなのですが、この米粉の普及という部分ではつかんではないのですか。給食センターとはちょっと違いますけれども、全道的でもいいですし、全国的にでも米粉の普及度というのはかなりあると思うのですが、数字的に何かつかんでいればお願いしたいのですが、ないですか……。

（何事か呼ぶ者あり）

○16番（山口祐司議員） ちょっとこれあれですけれども、そのパンの製造をする場所は風連の旧給食センターということなのですが、新聞等で見ますとパンの製造だけのように聞かれるのですが、ほかに何かそこでどのようなことにパン製造のほかに使用されるのかちょっとお聞かせいただきたいのですが、

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今の考え方については、今の事業者が持っているパン製造機が非常に古くなっていると。米飯機器についてはまだ使用可能といったことがありまして、教育委員会としては今後安定供給ができるようなことということで、そのパン製造機を旧風連の学校給食センターに設置をして継続をしていきたいということでありまして、現状においてはパンの製造のみということで考えてございます。

今学校給食センターの中では先ほども申しましたように米粉を使った試作パンをつくっているという状況であります。それで、米粉の配分割合といいますか、そんなことも例えば50対50だとか70対30だとかといろいろありますけれども、今試作をしている部分の中では70対30ぐらいの部分が子供たちに提供できるようなそういったパンなのかなということで、だんだん完成度が高まってきているということでありまして。4月の予定される供給施設でその試作パンが完成したときには、その施設でそのパンをつくって、子供たちに提供していきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 米粉のパンというのは私は食べたことはないわけですが、ぜひ機会があれば食べさせていただきたいなというふうに思いますけれども、この米粉のパンというのはそのときだけですか、今後続けていかれるという可能性はあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今給食センターで考えているのは、モチ粉を使ったパンということで考えておまして、これも子供たちの将来の人口推計といいますか、児童生徒数というのも絡んできますけれども、できる限りこの郷土のモチ米を子供たちに意識を持って食べてもらうということも考えておりますので、できるだけ継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 継続ということになりますと、米粉の機械も必要になるかなと思います。その辺の機械を使ってそこで粉にしていくという考えもおありなのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今ちょっと現場サイドとその辺まで詰めておりませんが、できればそういったことでその場で全部できるような、そんなシステムが必要なかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 給食の関係につきましてはこの辺にさせていただきたいと思っておりますけれども、2つ目に環境行政についてということで質問させていただきましたけれども、答弁の中では前向きに答弁いただいたのかなというふうに判断をしたわけでございますけれども、合併して2年半ということでもありますけれども、旧名寄市民と風連町民との一体感という部分がまだまだ見えてこないというような感じがしているわけなのですけれども、今回の私が提案いたしましたようなことでお互いの地域を見直して、情報を共有することによって市民の一体感という部分が生まれてくるのではないかなというささやかな期待をしながらちょっと質問をさせていただいたわけなのですけれども、先ほども言いましたように民間といいますか、市職労でしたか、自治研グループが合併前にそういうような部分をつくっていたというお話も聞かせていただきましたけれども、今後も民間もそうですけれども、教育委員会のほうもやっただいていっているということでもございますけれども、これは一つの組織だけがやるのではなくて、市民全体を巻き込んだ中でいろいろな横断的な部分でつくっていくという部分が重要なのではないかなというふうに思っております。一体感という部分では本当にそういう部分で期待をしたいなとい

うふうに思っております。このことは再質問しません。

それから、最後になりますけれども、クラヌマ川について質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、5キロにも満たない川なのですけれども、風連の市街地から流れて、タヨロマ川に合流しているわけなのですけれども、やはり市街地の排水もその川に流れてくるわけですね。それで、下流の農地を持っている人たちが草刈り作業ですとかそういう部分をしているわけなのですけれども、その上流の人は関係なく、下流の者だけが作業をするという部分についてちょっと疑問があるわけなのですけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 川ですから、当然長いものですから、下流の方々に迷惑がかかるということは確かなのかもしれませんが、ただ、このクラヌマ川に関しては、緑町公園からずっと線路横を通ってくる部分で、私もこの間見させていただいたのですけれども、前からちょっと気になっているのは、1つには改良区が所管している部分と今言う川サイドが所管するというか、管理をしている部分がございます、非常に難しい管理区分を持つ川になっています。線路の横などは非常に草も生い茂ってしまって、この辺は本当にどのようなふうな管理体制がいいのかちょっと今検討中なのですけれども、一番いいのが今議員から質問受けている21線、23線間が状況的にはすごく一番いい状態で、当然地域の皆様方に協力いただいていますから、よくなっているというのは当たり前なのですけれども、今この辺の管理区分に対してはそれぞれ上流部は改良区さんをお願いして、真ん中部分は町場の方に今何とかできないかと、市がしなければならぬ部分も出てくるのでしようけれども、いろんな区分は、ちょっと不公平感はあるのかもしれませんが、その地域を流れている部分をできるだけ地域の方に協力を

お願いしたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 今部長が言われましたように、その21線から23線の間の部分の草刈りというのはかなりひどいと。これ市の職員の方も一回見られたほうがいいかなと思うのですけれども、かなり背丈ぐらいあるような草刈りをされているのだと思うのですけれども、護岸はされているのですが、2線間の1キロの部分というのが高齢化と農家戸数の減少という部分で本当に苦勞されているというふうに聞いております。やはり苦勞をしてといいますか、先ほども言いましたように景観というのは、景観、美観といいますか、そういうものは簡単にはできないわけです。やはりその地域の方々の苦勞があって、そういうものが守られてきているわけなのですから、今後今言いましたように高齢化ですとか農家の減少という部分を考えてときに、これ一体どういうふうになっていくのか。行政としてもお金がないと、道もない、国もないというような、そういうような形でこの環境というのは守られてくるのかなという疑問が本当に出てきます。疑問と不安ですね、そういう部分が出てくるわけなのですから、これやはり市レベルではどうしようもないのかなと。これは、クラヌマ川を一つ例にとっているだけで、こういうような事態というのはどこもあると思うのです。そういう部分で、市長も上京されることもあるでしょうし、そういうときに何とかそういうものの現状というものを訴えていただきたいなというふうに思うわけなのですから、市長、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 日本の少子高齢化というのは名寄のみばかりでなくて全国的な状況でありまして、農水省が農地・水・環境対策というのが私は大きくくりではその点に政策は手をつけていただいたものと、こんなふうに思っております。しかし、これはその地域の中で実際に管理をいた

だく農業者を含めて一般の市民の皆さん方の力を出し合わない、仕組みができていないからということですので対処していただくことにはなっていないのではないかなと。しかし、今指摘がありましたように河川なり、あるいは道路等に沿っている農業者あるいは市民の皆さん方の高齢化等で、機械があっても機械を使えないだとか、そういう悩みがこれから一層強くなっていくのではないかと。そういう意味ではこの農地・水・環境の向上事業というものに機動力といいたいまいしょうか、そういうことをどう組み合わせることができるのかというのが課題ではないかと、こんなふうに考えておきまして、昨年風連の一地区がテストとして実行いただいて、評価は十分にいただいているというふうに私ども認識しておりますから、こうしたそれぞれの地区における景観の維持等も含めて、そのような事業に差し向けることができないかどうかということについては今後も取り組みを十分に図っていきたく、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 先ほども言いましたように本当に環境美化というのは一概にできるものではございませんで、こういう部分で市街地の方も御理解をいただきたいといいますか、現状を知っていただきたいという意味で今回質問をさせていただいたわけですが、何とかそういう部分で、ただ川は流れているわけではないわけでございまして、そういう管理のもとに流れているのだということをお理解いただいて、私の質問とさせていただきたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石油製品の高騰から市民の暮らし、営業を守ることに外2件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、石油製品の高騰から市民の暮らし、営業を守ることにしてお伺いをしたいと思います。この件につきましては、さきに質問した同僚議員と重複している部分がありますので、重複部分については割愛してお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

投機マネーの暴走は、アメリカサブプライムローン問題による金融市場の混乱を引き起こしたのみならず、原油や穀物市場に流れ込み、生活必需品の高騰を招き、国民生活と正常な経済活動を攪乱しています。原油の高騰で石油や関連商品が値上がりし、国民の暮らしと中小零細業者や農業、漁業者らを直撃しています。とりわけこれから厳しい冬を迎える北海道では、灯油価格の高騰が住民に大きな不安を与えています。ことしの暖房費のことを考えると不安でしょうがない、これでは凍え死んでしまう、こんな声があちこちで聞かれます。

そこで、福祉灯油の取り組みについてお伺いをしたいと思います。暖房用灯油の需要期が間近に迫っています。福祉灯油制度の実施、拡充は切実な要求となっています。昨年度道内では180市町村中176市町村が福祉灯油を実施いたしました。これはことしの1月現在ですが、名寄市でも喜ばれたところです。この記録的な高値に対して今年度も福祉灯油実施を強く求めるものですが、先日の同僚議員への御答弁で今年度も昨年度と同様の福祉灯油実施の考えがあるとのことでした。実施の方向には歓迎をしたいと思います。昨年度と同様制度内容で実施の方向とのことですので、対象の方は民生委員の方々が把握している名寄市社会福祉協議会実施の歳末助け合い義援金品配分

世帯などとなるわけです。そこで、窓口での自己申請も受け付けることができるよう配慮をいただきたいと思えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

2つ目に、農業の経営を守る取り組みについてお伺いをいたします。8月21日、札幌で開かれたJAグループ北海道主催による全道農業危機突破総決起大会には過去最大規模の5,300人が全道から集まったと報道されました。名寄からも50名を超える方が参加されたと聞いています。このままでは再生産できないという農業の危機を強く示したものであり、重く受けとめなければなりません。そこで、実態調査、直接支援の考え方についてはさきの御答弁でお聞きしているわけですが、国への対策要望が強く求められているところです。地方からの具体的な実情を伝え、強く要請することが必要かと思えます。また、昨日の黒井議員の質問にもありましたように個別事業への支援策について大いに知恵を絞っていただきたい、そう思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、地域経済を守る取り組みについてお伺いをいたします。原油価格の高騰は、大企業においては製品への価格転嫁が可能ですが、農業や中小企業などではその高騰分を価格に転嫁できず、自助努力も限界に達しているという状況です。中小運輸業者、製造業、クリーニング店など、原油価格高騰による影響、実態については把握されているのでしょうか。直接支援、また国への対策要望についてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、サンルダム建設についてお伺いをいたします。自然保護団体などが反対をし、天塩川下流域の北るもい漁協が不同意の姿勢を変えていないサンルダムについて、国土交通省は本体建設費を2009年度予算概算要求に計上いたしました。また、サクラマスの遡上が大きく阻害されると危惧されているサンル川で魚道実験が始まりました。建設の目的が名寄川流域の水害防止、水道水の確保、水力発電という多目的ダムのサンルダ

ム建設について、水道水利用者としてかわり、また推進している名寄市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

1つ目に、サンルダムと自然についてのお考えをお聞きしたいと思います。日本でこれほどたくさんヤマメが見られる川はほかにありませんとサンル川流域の地元の自然を守る会の方は言います。サンル川がヤマベわく川と言われるゆえんでしょうか。日本全体のサクラマス資源の維持に貴重な役割を果たしていると言われていた天塩川水系のサクラマス、このサクラマスを保護するためにダムに魚道をつけるといいます。しかし、二風谷ダムが建設された沙流川では、魚道を通ったサクラマスは道開発局調べでも年6匹程度です。サンルの魚道は二風谷ダムよりも高低差が大きく、ヤマメは生き残れないだろうと言われていました。このほかにサンル川には豊かで貴重な自然が数多く存在しています。絶滅危惧種Ⅰ類のコガタカワシンジュガイ、絶滅危惧種Ⅱ類のカワシンジュガイ、100年生きる長寿の二枚貝だと言われていました。サクラマスのえらに寄生して川を移動すると言われていました。また、準絶滅危惧種のヒメギフチョウは氷河期を生き残った種と言われていました。このヒメギフチョウの幼虫の食草、食べる草ですが、オクエゾサイシンがサンルダム関連工事で根こそぎ削られています。こうしたサンル川の豊かな環境、自然が守られるという担保なしに本体工事に着手すべきではないと考えますが、名寄市としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、サンルダムの治水、利水効果についてお伺いいたします。開発局は、名寄川や天塩川の下流域全体にわたって洪水調整の効果があると言っています。さらに、天塩川の水害被害を6,900億円と見込んでいますが、サンル川は流域のわずか3%にすぎません。日本共産党の紙智子参議院議員は、治水計画の目標流量の根拠に疑問があるとして政府、国土交通省へ質問趣意書を何度も提出していますが、何らまともな回答はありません。

また、道開発局が水害の危険があるという中名寄地区では名寄川の堤防が未整備になっています。治水効果についての考えをお聞きしたいと思います。

次に、利水についてですが、ことし5月、開発局はサンルダムの規模を縮小しました。名寄市と下川町に供給予定の水道水の量が当初の想定を下回る見通しとなったためです。名寄市の最大取水量は、1日で3,700立方メートルが1日で1,510立方メートルとなりました。半分以下です。1秒間に直すと17.5リットルになりますが、縮小された理由についてお聞きしたいと思います。また、ダムに頼らなければならないのか、名寄が渇水時には風連の地下水の利用も可能ではないかと考えますが、お答えをいただきたいと思います。

次に、サンルダムによる市民負担についてお伺いします。規模縮小によって名寄市のダム負担率は総事業費の0.46%に変更になりました。総事業費が52.8億円になる見込みということで、名寄市の負担は2億3,900万円になる見込みだと思います。さらに、完成後の維持管理費もダムを使う限り必要になってきます。市民負担はどのくらいになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目に、市民と行政との協働によるまちづくりについてお伺いをいたします。新名寄総合計画の基本目標の一つ、市民と行政との協働のまちづくりから3点についてお伺いをしたいと思います。

1つ目は、広報広聴活動の充実と情報公開についてお伺いします。総合計画の最初に市民主体のまちづくりの推進が述べられ、その事業として1つ、市民参画と協働の促進、2つ、広報広聴活動の充実と情報公開となっています。情報公開を積極的に行い、透明性の高い行政運営を行うことでよりよい市民と行政との協働によるまちづくりを目指しているものだと思います。夕張を検証したある本にこう書かれていました。夕張市の後藤健二前市長は、夕張市の財政破綻の最大の教訓は情

報公開のなさだと言いつつ。市の財政状況などもっと早く市民に公開していれば、チェック機能が働き、財政破綻は防げた、こう書いています。情報公開について非常に教訓的だと考えますが、名寄市において積極的な情報公開に向けての取り組みについてお聞きをしたいと思います。

2つ目に、わかりやすい財政情報の公表についてお聞きをいたします。財政の健全性の確保について行財政改革推進実施本部が設置され、財政健全化に向けて取り組みが始められているわけですが、本定例会で委員会付託となったパークゴルフ場利用料のように市民の皆さんにとっては非常に身近な利用料、使用料の見直しがこれからも出てくるものと思います。市民に納得してもらえる見直しが必要ではないでしょうか。そこで、ニセコ町や奈井江町が行っている子供にもわかりやすい説明、小学校高学年から中学生を対象にしたわかりやすい説明が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目に、行政サービスの推進について。わかりやすい市役所づくりとして、親しみやすくわかりやすい行政サービスの推進についてのお考えをお聞きしたいと思います。後期高齢者医療制度で象徴されるように、制度の内容が複雑でわかりにくい、よくわからないうちに年金から天引きされるなど、対象となる高齢者はもちろん家族の方々も不安がっぱいです。こうした制度についての相談や暮らしの支援などの相談は、まず最初に来るのが市役所の窓口です。広報などで周知されてはいても、わかりづらい、気がつかないことも多くあります。そんなとき親しみやすく、わかりやすい対応は大きな安心感につながるとは思います。いかがお考えでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 川村議員から大

きく3点にわたり御質問をいただきました。1点目の石油製品の高騰から市民の暮らし、営業を守ることにについてのうち、福祉灯油の取り組みについては私から、小さな項目2つ目の農業の経営を守る取り組みについてと3つ目の地域経済を守る取り組みについては経済部長から、大きな項目2番目のサンダム建設については上下水道室長から、大きな項目3番目の市民と行政との協働によるまちづくりについては総務部長からそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、福祉灯油の取り組みについてお答えをさせていただきます。石油製品の高騰による諸物価への影響は大きく、食品類を初めとしてさまざまな物価を押し上げております。この道北の地名寄にも冬将軍の訪れとともに暖房用灯油の需要期を迎えることとなります。このことは、現在の物価高に加え、さらに家計負担が増加することにつながり、一般市民はもちろん特に低所得者層への生活に大きな影響を与えることが十分予想されます。御質問のありました福祉灯油の取り組みにつきましては、さきの高橋議員の質問の際にもお答えしましたが、今年度も昨年同様の内容で福祉灯油支援事業を実施したいと考えております。しかし、細部につきましては必要な内部協議を調えまして、補正予算の場での議会審議をお願いすることになるものと予定をしております。

対象者の決定方法を申請方式にできないかという御質問でございますが、市といたしましては少しでも明るい気持ちで新年を迎えていただきたいという思いがあり、年末に配布できるこの方法を選択したところでございます。議員の言われる申請方式にいたしますと、対象となる方に申請交付のため庁舎に足を運んでいただく必要があり、高齢者、障害者の方々の負担を考えますと昨年度の方法がよりよいものと考えております。また、申請方式では申請を受け、課税の状況を調査し、交付決定を行う必要があり、交付まで時間を要する

ことにもなります。道内他市町村の情報も勘案いたしますと、このやり方はベターと判断しております。年末にはそれぞれ該当するお宅に配布したいという思いにどうぞ御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大項目1の2点目でございます農業経営を守る取り組みについてお尋ねをいただきました。ただいま議員からお話ありましたけれども、去る8月21日には札幌市においてJAグループが主催し、5,000人以上の全道農業危機突破総決起大会が開催され、本市からも50人以上の参加をしてきたところでございます。名寄市における農業関係への影響の見込みにつきましては、JA道北なよろが平成19年度の実績に基づきまして20年度見込みを試算したところでは約66億6,400万円の影響となっており、特に肥料高騰の影響が大きいところでございます。

国、道が講じる対策では、省エネルギー技術設備及びバイオ燃料、バイオマスエネルギーの開発導入促進に対する補助、融資、燃料等に関する税制の措置、経営の維持、安定に必要な資金の融資が予定されておりますが、今後具体的な内容が決まれば対応してまいりたいと思っております。肥料関係では、JA道北なよろでは組合員に対して早期取引勧奨で化学肥料、BB肥料、単肥、燐安の価格低減をすべく対策を行い、約30%の値上がりに抑えられる模様で、総額で約6,000万円ないし7,000万円の支援というふうに聞いているところでございます。市の支援分につきましては、燃油、飼料高騰の影響は農業関係だけではございませんので、他の産業分野や市民生活全般への影響も懸念されております。国、道の総合的な対策を見きわめる必要があると考えているところでございますが、全道市長会等を通じ、国、道に再生産可能な農業経営を存続するため強く要望運動を続けてまいりたいと思っております。

また、農家への支援についてのお尋ねをいただきました。農家への普及指導につきましては、原油高騰影響を最小限に抑えるため、施設園芸ではハウス加温の定温温度の変更だけでなく、暖房効果の向上、被覆資材の適正な選択利用、適正な生育環境整備が必要でありますので、取り組みを促してまいりたいと思っております。肥料高騰に対しましては、土壌診断を奨励し、診断に基づき蓄積している肥料成分の有効利用、成分が農作物に効果的に吸収されるような施肥法の導入など、肥料コストの低減に向けた取り組みを促していきたいというふうに思っております。飼料高騰に対しましては、適切な飼養管理の徹底、自給飼料の増産、未利用、低利用資源の活用などに取り組む必要があります。今後とも関係機関団体と連携を密にして対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、地域経済を守る取り組みについてお尋ねをいただきました。平成18年度とデータが幾分時間が経っておりますけれども、名寄市、名寄商工会議所、風連商工会による市内の中小企業の原油高に伴う実態調査を行ったところ、林業は比較的に影響は少ない、製造業は燃料が電気、ガスの使用が多いため全体的に影響は少ない、運輸業は経営の減量化で対応していると。それから、クリーニング業は30%増の影響を受けているとの調査結果が出ました。政府は、8月29日、総合経済対策を決定いたしました。その大半は中小企業対策でございまして、融資の保証枠の拡大に4,000億円が盛り込まれました。北海道では、これまでも中小企業総合振興資金の景気変動対策特別貸し付け及びセーフティーネット貸し付けを実施してきましたけれども、9月定例会で補正予算として新たに原油高騰により原油コストが上昇したり、天然ガスなど代替エネルギーに転化する設備を導入する企業に利率1.5ないし1.7で最大1億円低利融資する原油原材料高騰対策特別資金を創設予定であります。市では名寄市中小企業振興条例で

融資制度、これは経営資金、長期プライム1.9でございますけれども、その融資限度額を2,000万円を設けておりまして、国、道の制度につきましてもあわせて周知しなければならないものというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 私からは、大きな項目で2点目のサンルダム建設についてお答えさせていただきます。

初めに、サンルダムと自然についてであります。水道事業は水道用水の確保を図るため、平成7年から利水者としてサンルダム事業に参画してまいりました。これまでの間サンルダムの建設に当たっては、環境アセスメントの実施並びに希少動植物の保護に関する環境レッドデータブックに基づく調査、対応など、さまざまな取り組みがなされております。特に建設されているサンル川はサクラマスが自然産卵する河川として知られ、またカワシンジュガイなど希少な生物も生息しております。こうした貴重な動植物の保全を図っていくため、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議などが開催され、議論もされていると聞いています。また、その事業進捗に当たっては、北海道知事や名寄市長よりその事業の必要性にかんがみ、早期の完成、また工事に当たっての環境保全、さらには水産資源の保護などの意見もされております。名寄市としては、今後こうした環境への配慮及び対応が十分なされ、事業の進捗が図られていくものと認識しております。

次に、サンルダムの治水、利水効果について申し上げます。サンルダムにおいては、洪水調整容量が3,500万立方メートルと計画され、洪水ピーク流量の低減効果が期待されております。また、治水対策は、天塩川流域全体での堤防整備を初め、河道掘削による流下断面の確保などダム施設とあわせて総合的に進められているものと認識しております。名寄川流域におきましても、一部で堤防

の補強整備や流下断面確保のための工事が必要と伺っておりますので、今後こうした整備が進めば洪水被害の低減効果は大きいと考えております。

利水につきましては、名寄市及び下川町が水道用水の確保を図る計画となっており、本市においては日量1,510立方メートル、下川町では日量130立方メートルとなっております。この利水容量につきましては、さきの事業見直しで将来における人口の減少傾向を考慮して当初計画より減量した経緯はありますが、これだけの水量を安定的に確保できる代替水源もないことから、今後計画される水道未普及地域の解消や風連地区及び自衛隊名寄駐屯地の給水統合事業など、将来にわたる安全、安心の水道水を安定的に供給していくためにも必要な利水計画と位置づけております。特に風連地区に水道水を供給している水源は、地下水特有の鉄やマンガン、硬度成分などの影響を受け、現在保有している5本の井戸のうち2本の耐用年数が残り10年程度と診断されており、将来にわたる維持管理費など総合的に判断して早期の給水統合が必要と判断しております。また、サンルダムでの発電につきましては、将来にわたる電力需要を見越し、環境に優しい発電として計画されていると伺っております。

次に、サンルダムによる市民負担について申し上げます。サンルダム事業への参画に当たり、利水容量に基づいた負担金が設定されております。平成7年の事業参画当時は、利水容量日量3,700立方メートルを計画し、負担率0.7%、負担額にしまして3億7,100万円となっておりましたが、その後の事業見直しにより利水容量日量1,510立方メートル、負担率0.46%、負担金額2億3,916万2,000円とされ、水量では2,190立方メートル減量、負担金は1億3,000万円ほど減額されております。この負担金につきましては、その3分の1が国庫補助金、さらに3分の1が名寄市、残りの3分の1が水道事業負担となっております。平成19年度末までに負担金ベースで70%

が終了し、1億6,800万円を支出し、残り7,116万2,000円となっているところです。

なお、このダム負担金が水道料金に与える影響額は、平成20年度に統一した料金で1世帯当たり15立方メートル使用で月14円54銭と試算されています。また、ダムが完成した後、維持管理費に係る経費につきましても利水容量別に負担を求められることになると思われますが、以前他の類するダム維持費から推測された金額はおおむね年間178万円程度と試算されています。今後ともこうした費用に対し、より大きな利水効果を図る観点から、適正な執行に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから3点目の市民と行政との協働によるまちづくりについて答弁させていただきます。

広報広聴活動の充実と情報公開につきまして、新名寄市総合計画では情報公開により市民と市政情報の共有に努め、透明性の高い行財政運営の実現を目指すため、市民参加の基軸となる自治基本条例の制定や地域自治組織創設の作業を進めています。また、広報広聴活動として毎月発行の広報なよろでは、できるだけ余裕ある期間を持って市政の情報発信に努めるとともに、タイムリーなお知らせにつきましては地元新聞の広報欄やエフエムなよろを活用しています。その他市民見学会の開催や市政の部門別関心事を直接お届けする出前トークの実施、合併時にも発行した市民生活の暮らし方ブックによる各種手続等のお知らせも行っています。各種制度の改正に当たっては、担当部局で別途チラシを作成して広報と同時配布し、さらに市民説明会を開催するなど情報の発信と周知に努めています。広報紙の発行につきましては、今後とも図表を取り入れるなど見やすく、わかりやすい紙面づくりに努めてまいります。

わかりやすい財政情報の公表について。名寄市

では、市民の皆さんに予算や決算などの財政情報を広報やホームページを通してお知らせしております。広報では毎年4月号で新年度予算の概要を、11月号で予算の上半期の執行状況を、12月号で前年度決算の概要をそれぞれお知らせしており、またホームページでは予算、決算などのほかに財政指数等の財政状況、公債費負担適正化計画などの財政計画を公開しています。しかしながら、財政に関するものは市民の皆さんにわかりやすくお知らせしてきたつもりですが、専門的な用語も多く、十分とは言えない面もありますので、御指摘のニセコ町、奈井江町などで作成している予算説明書などを参考に、できるだけわかりやすい形で財政情報を提供してまいりたいと考えております。これらの町村につきましては独自の取り組みをしておりますが、市の財政規模との調整も含めて検討はしてまいりたいと思っております。特に地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断指標の公表については、グラフやイラストなどを用いてわかりやすく公表する予定ですので、御理解を賜りたいと思っております。また、現在行財政改革推進実施本部を立ち上げ、使用料や補助金、組織機構、公共施設の今後のあり方など議論しておりますので、一定程度まとまった段階で適宜広報などで情報提供してまいりたいと考えております。

行政サービスの推進について。市長と若手職員の懇談会では、日ごろの悩みや窓口対応、市役所全体の業務が把握できないなど、特に新人職員の不安や意見が出され、有意義な機会となりました。今後も継続して開催し、職員との行政運営の共有化を図ってまいります。市民に対する窓口案内では、職員みずからの研さんが重要であります。先輩、上司の指導など周りの職員とのチームワークで解決できるケースも多いと思います。法律、条例、規則、制度の改正があったときや専門的知識を必要とする事務等について担当者がみずから講師となつての課内学習を推進します。管理職に

あつては、職場の状況を的確に把握し、報告、連絡、相談を常に心がけて、市民に対し親切で速やかな対応をしてまいります。職員の能力向上については、計画的な研修を行っており、接遇、知識の習得、業務遂行能力、政策形成能力の養成など年代別の対応も行っています。研修を受けた者が現場に研修の成果を伝える機会を設け、業務課題に対して共通認識のもと業務に当たるように努めてまいります。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。随時再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、福祉灯油の件について再質問させていただきたいと思ひますが、支援世帯について、自己申請の部分なのですけれども、最近では隣近所と余りかわりたくないとか、また町内会にも加入しない、こういった世帯も今多くなっているのではないかなというふうに思ふのです。しかし、こうした方々の中には収入が低い若い方も少なくありません。ですから、こうした方々が対象から外れてしまう可能性もあるのではないかと危惧しているわけです。確かに今御答弁いただきましたように手続上時間がかかると思ひます。しかし、申請時に説明をすることで納得してもらえるのではないかなというふうに思ふのですが、どのようにお考えでしょうか。また、民生委員さんにも大きな負担になるのではないかなというふうにも考えていますが、この部分についてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域で生活に困っていらっしゃる世帯の把握につきましては、民生委員さんのそもそもの仕事のひとつかというふうにも思っております。確かに民生委員さんの負担は少なくないものと感じております。私も昨年福祉灯油を実施するに当たりまして、まさしく民

生委員さんに足を運んでいただきまして、個々の困っている世帯に対象となる歳末助け合い義援金の配分に伴います世帯の把握をしていただいた上で、それらの方に福祉灯油を重ねて支給するような形で実施したところでございます。御質問のありますその後自分も該当するのではないかなというようにことにつきましては、適時市のほうで情報を収集した後、民生委員さんにつながりまして、改めて申請をしていただくような手続をとらせていただいたところでございます。そういった状況もございまして、ぜひ民生委員さんもそういう情報を地域で把握することが重要なことと考えておりますので、昨年の方で実施したいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今お答えいただきましたが、やっぱり窓口で自己申請をして、またそれを民生委員さんに御紹介して、そういう手間といひますか、そういった部分もふえてくるかなというふうに思ふのですが、先ほど私も言いましたようにやっぱりかわりたくない方たちも結構いるわけで、そういった方たち、この窓口でまずそこで処理してもらえということも必要ではないかなというふうに思ひますので、この部分ぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

あわせてせんだつての御説明の中では、福祉灯油の地域政策支援金の対象は9,500円の上限があつてというふうなお話がされておりました。ですが、これだけ上がっているわけですから、やっぱり去年と同じように100リットルの支援をぜひお願いしたい、そう思つておひます。そのことについてお答えいただければと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） さきの高橋議員の御質問の際にお答えさせていただきましたのは、地域政策総合補助金の上限額が9,500円に設定され、3万円から5万円の自治体の上限額140万円の上限枠が廃止されたということで道のほう

からの説明があったということでお答えをさせていただいたところでございます。今回川村議員の御質問の中で、私ども細部につきましては内部協議を調べてから議会のほうに補正予算を提案するという答弁をさせていただきました。これは、現実昨年につきましては100リットルというリットル数で支給をさせていただきました。全道46自治体ぐらいが額での灯油の支援をしております。その中には商品券というところも実はございました。昨年をベースにしてことしの福祉灯油が行われるものですから、そういった面での広がり等々もあります。それから、単価が非常に上がっております。そういったものを総合的に勘案して内部協議を調べて、まず福祉灯油は実施いたしますけれども、細かい部分についてはこれから調整をしたいというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） これから内部については協議という中で、今お願いした部分についてもぜひ考慮していただきながら進めていただければと、そのことを要望したいと思っております。

次に、農業と地域経済を守る部分で再質問をさせていただきますが、名寄市の基幹産業である農業です。島市長は、「北海道北部の地域社会」という本に寄せられた論文の中で農業は名寄市最大の産業と、こんなふうに書かれていました。この農業が中小企業の皆さんとともに地域経済を支え、地域経済が元気になるように頑張ってもらわなければならないというふうに思っているわけです。このままでは再生産できないと、こんな声がある中でこの状況が続くようであれば、食料自給率の問題が随分取りざたされていますけれども、この食料自給率の低下がさらに進んでしまうのではないかなというふうに危惧しているわけです。しっかりと国に対して、また細かな施策について知恵を絞っていただければありがたいなというふうに思います。

最後に、小中学校、保育所などの暖房費の確保、これを十分に配慮していただくこと、このことを強く要望したいと思いますが、御答弁いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 昨年来の灯油等の高騰によりまして、学校その他の教育施設でも確かに暖房料等は大幅に値上がりしている部分もございます。1つには、自主的に節約に心がけること、そしてさらにその上で不足している分については教育委員会としてしっかり補てんしてまいりました。今年度もそういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

次に、サンルダム建設について再質問をさせていただきますと思います。自然の問題でも知事も附帯意見を、自然を守るようにというふうな意見を北海道知事も述べています。島市長もというお話をされて、ちょっと胸をなでおろしたところですけれども、利水の部分で風連の地下水利用について、私は風連の地下水ずっと使っていたものですから、ぜひこれを利用していただきたいなというふうに思うわけです。地下水ですから、5年先、10年先ははっきりと大丈夫だという保証はないとは思うのですけれども、ただ、今5本の井戸が2本があと10年ほどで管が古くなるというお話でした。漏水していくというような情報ではないかなというふうに思うのですが、そういった不安を抱えているのであれば、2本なくなるあたりでどれぐらいの水が足りなくなるのか、またそれを2本また追加していくためにはどれほどの費用がかかるのか、そういった部分もわかる範囲で教えていただければというふうに思います。また、水質についてでもいろいろ出されているかと思うのですが、白い縁がついてびっくりしたという方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ鉄分やらそういったミネラル分が多く含んでいるという部分では利

用者の皆さんの合意が必要ではないかなというふうに思うのです。ですから、こちら辺もあわせてちょっと御答弁いただければと思いますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいまの水道の地下水、これがそのまま使えないかという御質問だと思いますけれども、現在風連地区の地下水のポンプが5台あります。その5台を利用しながらの給水となっていますけれども、これらの地下水につきましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、地下水特有の鉄やマンガン、硬度成分などの影響を受けまして、除鉄、除マンガン、そういった処理、さらには臭気、こういったことを除去するためにただいま活性炭を用いて特殊な処理を行っているところでございます。そして、硬度成分が多く、この多い中で国が定める水質管理目標値ということで上限値がリットル当たり100ミリグラム、これを超過している風連町の現状であります。この100ミリを超えたときには何らかの改良が必要ですよと、そういった国の定めであります。こうしたことから、現在の風連町にある地下水をそのまま維持していくということになりましたら、5本のうち2本があと10年程度しかもたないと、そういった診断がされまして、将来にわたる安定的な取水にも不安が出てくる。先ほど水が足りなくなるとかそういうことではなくて、水質の問題が出てくると、そういったことになります。そういったことで、今後地下水源や浄水場、今現在の浄水場を将来に至るまで維持管理していくということになりましたら、その更新費用、また水質改善費用、また維持管理費、こういったことで18億円、これにつきましては50年間を試算したものでありまして、年間約3,600万円ほどが必要となってきます。そういったことから、風連地区給水統合の中で将来における安定した水を確保するためには、やはり今の緑丘にある浄水場から引くのが一番いいのかなと、そういったことで計画にのせているところでござ

います。また、浄水場施設の維持管理費の節減、さまざまなことが課題として残されますけれども、こういった面につきましても十分これから理解を得るために市民への情報提供等々を行っていきたいと、そのように思っているところでございます。以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今量が少なくなるという不安ではなくて、水質についてのそれを整備していかなければならないのだというようなことでした。それであれば、サンルダムに頼らなくても水を確保することができるのではないかと、素人考えで申しわけないのですが、そんなふうに思うわけです。今50年間を見越して18億円という費用がというお話もありました。これだけ費用をかけなければならないというふうに言われていますけれども、これと、またサンルダムに係る負担とその辺の調整、比べることが非常に難しいかなというふうには思うのですが、やっぱりこうした部分についても利用者の皆さんほとんど知らないのではないかなというふうに思うのです。だから、利用されている地元の皆さんの合意、やっぱりこれが必要かなというふうに思いますので、どんどん情報を提供していただければというふうに思います。時間もなくなりますので、この部分についてはまた違うところというふうにさせていただきたいというふうに思います。

自然破壊の問題のところなのですけれども、5月、私はサンルダム建設予定地の流域一帯を見てきたわけですが、つけかえ道路建設などによって既に自然破壊が進んでいるのを目の当たりにしてきました。希少生物のエゾサンショウウオが生息している支流がよどんでいたり、またミズバショウの群生が姿を消していたり、そういった状況にありました。しかし、自然の豊かさがまだ残っているサンル川の清流では、ヤマメの稚魚が群れて元気よく泳いでいるのを見てほっとしたところなのですけれども、今回の魚道実験では前日まで

カワシンジュガイの最終調査が行われた川底に大型土のうをどっと配置して行われているわけです。サンルダム建設の基本計画については、先ほども言いましたように高橋北海道知事も環境へ配慮するようというふうに国に対して意見書を出しているわけですが、環境保全に本当に数々の不十分さ、そして改めて先ほどの利水の部分でも不十分さがあるかなというふうに思います。それで、治水についても6月、開発局の説明会がありました。ここで流域の住民を水害から守るためにサンルダムは必要というふうに説明されていたわけですが、しかし堤防の未整備を放置したままダム建設を優先しているのではないかなというふうに考えられるわけですが、この点について御意見をお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま環境破壊の可能性というお話もありましたけれども、工事に当たりましては環境アセスメント等の実施によりまして環境への影響を最小限にとどめる努力をなされているところでございます。新たに現地の植生復元に向けても植樹などを行いまして、将来における環境保全に配慮した対応もなされており、こうした影響は極めて少ないと認識しているところでございます。

また、名寄川の築堤等々につきましても、先ほども述べさせていただきましたが、工事にかかりまして、河道掘削等々もそういった事業が今進められていると、そういったことで、今後そういったことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今回のサンルダム建設については、治水の問題、また先ほどの利水の問題、そして環境保全の問題など数々の不十分さがあるわけです。反対する方たち、また慎重な対応を求める意見も数多くあるわけです。市民負担に

ついても、まだまだふえる可能性もあるのではないかなというふうには私は危惧をしています。実は、忠別ダムでは当初予算が870億円、最終的には1,630億円になっています。こうしたことも含めて、よりわかりやすい情報公開、一般の皆さん方の、もちろん専門家の皆さん方の御意見は必要ですが、一般の皆さん方の意見聴取必要ではないかなというふうに思います。脱ダム宣言をした淀川水系流域委員会というのがあるのですが、平成13年度スタートしてから多くの皆さんに広報したり、また一般意見の聴取を重ねて、専門家の皆さん、市民の皆さん、利用者の皆さんあわせて会を開いて、80回にわたる会議を開いて、河川整備計画に意見を述べています。こうしたことも必要ではないかなというふうには私は考えています。協働のまちづくりにもつながるかというふうに思います。住民の意見が十分に反映される、そういったサンルダム建設が必要ではないかなというふうに思いますが、ぜひこのところを市長のお考えをお聞かせいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） サンルダムの早期本体着工ということで、私も流域の期成会で熱心に要望行動を続けてまいりました。21年度に本体着工の予算要求が開発局のほうから財務省のほうに出ているということで期待をしているところでございます。名寄市は、部長からも答弁をしておりますように、利水では浄水場の水量の拡大ということで、現在給水ができていない市内の農村地区、あるいは内淵にあります自衛隊の駐屯地、そして合併によって新たに水源として風連地区の給水ということに相なっております。それだけに早く水利権の拡大を図って、これらのまだ名寄市の上水が行き渡っていないところにしっかりと届けることが私どもの責任と、このように思っているところでございます。

環境の問題につきましても、特に専門家会議等

で天塩川の全体の流域の計画が2年余にわたって議論をされてきておりまして、私ども地元名寄市としては中名寄地区の今圃場の再整備計画を要望しているわけですが、これらの地区につきましては堤防の整備はもちろんでありますけれども、最近の雨の降り方というのは今までの過去の統計でははかり知れないような局地大雨というのがあります。これらをコントロールするというのは、堤防のかさ上げということばかりで対応できるというふうには思っておりません。やはり水量調整というものはあらゆる手法を駆使して実行していく、このことに安全、安心が確立されると、こういうふうには思っておりまして、ダム水量調整というものが私どもの飲料水も含めて、下流の農地の水害被害等も含めて確立されるものと、このように思っております。特に上水道の水源については、上流にダムができることによって夏の期間、渇水期における水質の向上が期待できると、こういうことでありまして、私どもも浄水場が果たしている機能、浄水機能が水量が定期的に安定されることによってより安全、安心の飲料水を市民に供給できるものと、こんなふうに期待をしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。実は、きょうの報道に熊本県知事の川辺川ダム反対表明がありました。ダムによらない治水対策を追求すべきと訴えています。サンルダム、何度も申し上げますが、自然保護や治水について数々の不十分さがあります。この部分をより多くの皆さんにお知らせして、そしてより多くの皆さんの御意見を聞いていくことが何より重要だと考えています。ぜひそのところを進めていただければと思います。

最後になりますが、市民と行政との協働によるまちづくりについて再質問をさせていただきたいと思っております。今部長のほうから御答弁いただきました。本当に取り組みが進められている様子があ

かがえたかなというふうに思います。今、議会改革特別委員会の中でも市民への積極的な議会報告を議論しているところです。また、市民周知に対して私たち議会の役割も非常に大きな役割があるものと認識しているところですが、市民の皆さんの声としては結果については地元新聞などで知ることが多いと。どうしてこういうふうになったのか経過などについて具体的に説明が欲しいと、そういうふうになることが多いのだ、こういった声が多く聞かれているわけです。ですから、先日行われた先ほども紹介があったかと思えます市長と若手職員の懇談会、こういった部分については大いに私たちも歓迎したいというふうに思っています。ぜひ市民の中へ積極的に入っていただいて、市民の疑問や不安、これにこたえられるように研さんを深めていただければなというふうに思います。いろいろホームページ、また広報、いろんな出前トーク、そういった部分で工夫をさせていただいているかなというふうに思うのですけれども、ただ参加していただいている人数、市民の皆さんの人数が本当に少ないかなというふうに思っています。ですから、市民の情報提供についても職員の皆さんによる創意工夫が強く求められているのではないかなというふうに思うわけですが、この部分についてお答えをいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今現在行財政改革等も進めておりまして、財政問題についてもあるとき朝起きてみたら急に赤字団体になっていたということだけは避ける意味も含めて、住民の方には十分な情報提供をすべきだと思っています。そういう面では、広報とかホームページは大事なのですが、今名寄市では町内会連合会との連携しながら、まちづくり懇談会等でもいろんな情報提供をしておりますので、紙面とかインターネットだけではなくて、直接住民と懇談する時間も設けておりますので、過去には新総合計画をつくるとき

にまちづくり100人委員会の方にいろんな財政情報も提供したこともございますので、そこら辺も含めまして財政の状況、行財政改革をなぜしなければならないかということも含めて、直接市民に語りかけるまちづくり懇談会等でも対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知識議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市食育推進計画の恒久的な対策について外1件を、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長より指名をいただきましたが、さきの質問と重複する部分がございますが、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、名寄市食育推進計画の恒久的な対策について伺います。食は、人間の命をはぐくむものとして昔から大切にされてきました。明治31年、石塚左玄が今日学童を持つ人は体育も知育も才育もすべて食育にあると認識すべしと述べ、また明治36年には報知新聞編集長の村井弦齋が小児には徳育よりも知育よりも体育よりも食育が先、体育、徳育の根源も食育にあると述べ、食育の大切さは昔から伝えられております。ところが、戦後日本の文化は大きく姿を変え、食を含む多くの生活が大きく変貌したことによって本来子供の健やかな成長を支えなければならない家庭の力が失われたとさえ言われております。特に食については、共働き家庭による家庭食の衰退や食の軽視によってコンビニエンス弁当で済ませたり、外食が増加にあります。その結果、このような背景から家庭の中でも安全で安心な食事、食文化の継承、さらには規則正しい食事の見直しが必要とされてきました。

国は、平成17年6月、食育を重要課題としてとらえ、国民的な運動として推進をしていくために食育基本法を制定いたしました。食事の実態や課題は、都会や地方でも大きな差はなく、健康を守るための源となっている食に対する正しい知識

と関心を身につけていかなければならないのは名寄市も同様です。名寄市においても子供たちに対する食育の重要性を踏まえ、名寄市全体で推進するとして、名寄市食育推進計画策定市民委員会で論議され、なよろっ子食育プラン、名寄市食育推進計画を平成20年3月に決めました。課題と現状などを分析し、地産地消への取り組みや料理教室などさまざまな取り組みを通して学校給食や健康と食事、家庭の食のあり方といったことを学び、今後の計画期間で望ましい食のあり方に取り組んでいくこととなります。

そこで初めに、名寄市食育推進計画の現状と課題についてお伺いいたします。家庭での食育方向について伺います。食育、地産地消の発信は家庭からを合い言葉に、食育、地産地消について学び、実践することが望まれておりますが、どのようにして家庭での推進の方向を図るのか伺います。

教育現場での推進方向について伺います。学校では現在栄養教諭2名を中心に教職員と連携、調整を図りながら、正しい食事のあり方や健康に関する正しい知識を伝える指導が今年度からされております。市内の16学校98学級を2名の栄養教諭で指導されるのでしょうか。また、どのような指導をされるのか、教育現場での推進方向があればお知らせください。また、家庭とのより強い連携が不可欠ですが、どのように図るのか伺います。

地域での推進方向について伺います。地域全体が健康な食生活を送るために、食育、地産地消の重要性について情報提供や普及の啓発が必要と考えますが、現在行われている以外の啓発事業も含めて地域での推進方向をお知らせください。

商店、道の駅、青空市等における推進方向について伺います。黒井議員が質問もされておりましたが、私も改めて質問いたします。全国的に地産の農畜産物を使ったり、生産者自身がレストランを開いたりこだわりの料理が観光施設、飲食店で人気のメニューとなっております。名寄市に

おいても地元の食材にこだわった飲食店が見られるようになってきました。また、今年オープンした名寄の道の駅に加工品、農産物が店頭に並び、よく売れておりますが、道の駅に寄る市以外の人たちの多くが買い求めております。市内の農産物生産者や女性たちが曜日や時間を決めて青空市等を開き、市民の人たちが次回の市まで心待ちにするほどの活気となっております。しかし、とりたての新鮮な農産物を購入したくても、その場所、時間帯に行くことができないとの多くの声を聞きます。そのような市民のために施設や期間限定を設けて、空き店舗等を利用し、常設の販売所を設けることが地産地消を推進するために必要と考えますが、推進方向を伺います。

生産者の推進方向について伺います。食の偽装がいとまがないほど新聞報道やテレビのニュースで取り上げられ、消費者の食材や食品への不安は募っております。当名寄市は、気候、自然環境と恵まれた大地を有しておりますが、消費者のニーズに合った安全、安心、良質な農産物の生産や栽培方法など、環境に配慮した生産活動の推進を図るべきと考えますが、推進方向を伺います。

農協、行政の推進方向について伺います。名寄市は、本年も8月31日に健康の森を会場に第30回の産業まつりが開かれました。好天気にも恵まれ、市内外から多くの人々が訪れ、モチ米日本一にふさわしい大イベントでにぎわいました。また、12月の農産物加工フェスティバルでは農畜産品の購入や加工品、新作料理コンテストに腕を振るい、市民の研究や楽しみになっております。このように農協と行政は講習会、講演、祭りやイベント等で安心、安全な地元農産物加工品のPRを事あるごとに推進すべきと考えますが、伺います。また、地域と連携し、食と健康ではさまざまな形で推進を図っておりますが、生産者も参加して地場産のPRすることも必要と考えますが、伺います。

次に、名寄市食育推進協議会について伺います。

名寄市食育推進協議会の位置づけと食育推進計画とのかかわりについて伺います。今年名寄食育推進協議会が設立されましたが、協議会の内容と食育推進計画とのかかわりについてお知らせください。

次に、名寄市食育推進計画の恒久的な対策について伺います。継続的な健康、地産地消、食の安心、安全の取り組みについて伺います。推進計画の期間は、平成20年度から平成24年までの5カ年間とし、既に計画に沿って数々の取り組みが積極的に展開されていますが、推進計画が計画期間内に目的が達成されるものではないと考えます。将来的には取り組みに広がりを持たせて、息の長い活動を総合的に展開することが健康や地産地消、食の安心、安全を市民運動として継続的に考えていくこととなります。そのためには推進計画を恒久的なものとしていくためにも何らかの対策が求められると思われませんが、基本的な考え方をお知らせください。

次に、大項目の2、名寄市立総合病院について伺います。全国的に地域医療の崩壊が伝えられており、道内でも公立病院の診療科目の縮小や閉鎖が相次ぎ、社会問題となっております。名寄市立総合病院は、四国に匹敵する面積の広さを持ち、第3次医療機関であり、中核センター病院として道北地方の地域医療の役割を担っております。今定例会初日、島市長は行政報告で増築工事が1月に着工され、7月14日からレストランが営業開始、7月30日からは救急搬送車の受け入れ、9月下旬にICU病棟が完成と述べられ、さきの佐藤靖議員の御質問で内海部長より10月の稼働とのお答えでございました。今後中核センター病院として近代医療設備が整い、その役割が道北一円の住民から期待される所です。

そこで、名寄市立総合病院の環境整備について伺います。病院内のエアコンの導入について伺います。今年7月発行の名寄市立病院医誌で佐古病院長が不寛容な時代の医療の中で医療事故、医療

訴訟が起きないようにと医療環境の厳しき等病院長としてのリーダーの責務が述べられておりました。また、地元新聞でも市立病院の現状や課題などあらゆる角度からの御提言が報じられておりました。医療関係の皆様には心からの敬意をあらわします。60名を超える医師がいる地域センター病院として医療設備は充実されてきておりますが、病棟はいかがでしょうか。病棟で特に西日が差す西病棟はとても病気を治す環境ではないかと心配されております。入院されている患者さんばかりでなく、医師を初め勤務されている皆さんの環境を考え、西病棟のエアコン導入のお考えはないのかお聞かせください。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま宗片議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては病院事務部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、名寄市の食育推進計画の恒久的な対策の中でございますが、食育計画の現状と課題はどのお尋ねでございます。名寄市食育推進計画につきましては、昨年度名寄市食育推進計画策定市民委員会における活発な議論や各関係機関、有識者からの助言もいただき、策定いたしました。従来食育の推進に当たりましては、それぞれの分野においてさまざまな事業を実施してまいりましたが、社会経済情勢の変化に適切に対応し、より実効ある食育を目指し、総合的に進めていくために策定をしたものでございます。計画では7つの食育推進目標とそれぞれの生活場面に応じた推進方法を定め、家庭や学校、保育所、高校、大学など、あるいは地域、医療機関、生産者、商店、道の駅などの販売、農協、行政が生活場面ごとに役割分担をし、市民に対する情報提供などスムーズなサポート体制を推進することとしております。

1つ目の家庭での推進方向につきましては、全

国的な傾向となっております朝食の欠食や孤食といった食生活の乱れなど、食育機能の低下を招いている現状は当市においても同様な傾向を示しており、家庭の食卓は食育の基本となることから、食育、地産地消の発信は家庭からを合い言葉に食育、地産地消について学び、早寝早起き朝ごはん運動を家庭から実践していくためにさまざまな媒体を使った広報、PR活動を積極的に展開してまいります。

2つ目の教育現場での推進方向につきましては、国は平成20年度において学校基本法の一部を改正し、食に関する指導の推進に中核的役割を担うため栄養教諭制度の導入に向けて慎重な審議をいただいたところであり、答申に基づき今年4月より2名の栄養教諭を配置したところでございます。栄養教諭の指導体制につきましては、答申に基づき本務校である在籍校と、それから学校給食センター業務を兼務することから、学校給食センターの直近の小学校が望ましいとされており、名寄地区には名寄小学校、風連地区には風連中央小学校に配置し、初年度の平成20年度は在籍校の指導に当たっているところであります。したがって、市内の全学校16校の指導につきましては、今年度の経過を見ながら在籍校から連携校への指導体制の整備を図るとともに、教職員、養護教員との連携を図りながら、児童生徒へ栄養と食の大切さやマナー、感謝の心を学ばせる授業を行っているところでございます。

3つ目の地域での推進方向につきましては、既にさまざまなレベルでの取り組みが行われており、地域、農業者と学校との連携による農業体験や生涯教育の一つとして位置づけられています東小学校と連携したコミュニティカレッジ、食生活改善協議会主催による親子料理教室、生涯学習課による食育に関連した各種講座の実施など、調理実習や農業体験などを活用し、見る、聞く、触れる、つくる、食べるという食の流れを知り、食べ物の生産から消費までの過程や地域の文化などを学び、

健全な食生活を行う能力を身につけることができるよう関係者が連携した取り組みを推進いたします。

4つ目の商店、道の駅などの販売所における推進方向につきましては、地場産品を使った加工品の開発や観光施設及び飲食店などにおいて地場農畜産物を活用したメニューの開発を進め、道の駅においては地元農畜産物の地場産品の情報発信の拠点としての活用など、地元農家などからの安定供給により安全、信頼の置ける名寄産食材の提供を促進いたします。

5つ目には、生産者の推進方向でございますが、一部小売店での地場農産物コーナー、生産者による直売所が設置されていますが、安全、安心な食材を消費者に提供することが最も重要なことから、有機農業、減農薬など環境に配慮した生産活動の推進、消費者のニーズに合った安全、安心、良質な農畜産物の生産を目指し、商店や道の駅などと連携を図ってまいります。

6つ目の農協、行政の推進方向では、食育、地産地消に関する情報の収集を行い、ホームページや広報紙などへ掲載することや健康まつり、地産地消フェアなどのイベントにおける地元農産物のPR、食育、地産地消をテーマとした学習の場の設定、住民による自発的な学習講座への支援、地場農産物の提供ができる体制づくり、食の安全、安心に関する情報の提供、妊婦、乳幼児を対象とした教室や健診、相談を通して栄養指導、子育ての支援を行うなど、食育、地産地消に関して農協、行政はさまざまな場面でかかわることから、関連する機関との連携を密にして、市民の皆さんに幅広い知識を身につけていただくよう取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、名寄市食育推進協議会についてお尋ねをいただきました。本年度より平成24年度までの5カ年を計画期間とし策定いたしました名寄市食育推進計画を確実に実

践していくため、名寄市食育推進協議会を過日設置したところですが、名寄市食育推進協議会が担う業務といたしましては、1つには食育の推進に必要な調査研究に関すること、2つ目には食育に関する情報の収集、共有及び市民への周知に関すること、3つ目には関係機関、関係団体などとの連携に関すること、4つ目には食育の推進と評価に関すること、5つ目にはその他食育の推進のため必要なことの5点となっており、各関係機関、団体との情報共有、連携しながら、名寄市らしい総合的な食育を推進するものであります。また、具体的な取り組みを推進していくため、協議会のもとに生活福祉、教育、経済の3つの分科会を設置し、委員、市担当部職員、事務局職員を構成員としてそれぞれの分野ごとに課題の整理や食育推進計画で定められました年次ごとに実施する事業についての協議検討、評価を進めていくことといたしているところでございます。

次に、名寄市食育推進計画の恒久的な対策についてお尋ねをいただきました。食育とは生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされていますが、豊かな食材、家庭一緒に楽しい食事をメインテーマに計画を定めました。7つの目標の実現を図るため名寄市健康増進計画、健康なよろ21でございますが、それとか名寄市地産地消推進計画と連携し、行政や消費者、町内会、生産者、経済団体、学校関係者、関係機関、団体などにより相互に協力し合いながら、すべての年代の生涯食育を推進するとともに、食の宝庫であり、生産者の顔が見える安全、安心な名寄の農畜産物を積極的に活用するなど、地産地消を通して市民一人一人が食や農について認識が深まるよう取り進めてまいります。本年から5年間それぞれ年次的に定められました目標に向かって事業を進めることとなりますが、食育推進協議会、分科会、

各関係機関と協議検討を行っていく上において変更や事業追加など考えられますので、見直しすべき点は第2次以降の計画に反省として反映させてまいりたいというふうな押さえをしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。
○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院の環境整備につきましてたゞいま御質問をいただきました。現在当院には入院されている方や外来に来られる1日平均で約1,000名前後の方がおられます。このような方々に少しでも快適な環境のもとでの診療や入院生活を送っていただけるよう鋭意努力をしているところでございます。

お尋ねにありました環境設備、特に西日の入る病棟にエアコンの導入をという御質問でございしますが、院内に設けてございます御意見箱にも利用されている方からも同じような要望が寄せられているのは間違いのないところでございます。当院では、平成4年の全面改築の際に特殊検査室、耳鼻科の聴検室、眼科の一部にエアコンを設置しております。その後診療上必要な耳鼻科あるいは泌尿器科、小児科に設置をまいりました。また、平成11年に増築をいたしました人工透析及び2階の西病棟につきましてはエアコンを設置をきてきてございます。また、今回平成19年、20年度での増改築工事を実施しておりますが、この工事の中でも増築部分のICU棟、人間ドック、あるいは救急棟、さらに食堂棟につきましては当然ながらエアコンの設置をしております。また、改修部門の中でリハビリ部門、生理検査室部門等につきましてもエアコンの整備を図ってきてございます。しかし、毎年夏になりますと院内におきましてもエアコンの導入の話が出てはおりますけれども、病棟及び外来診療科のすべてに導入をいたしますと約1億8,000万円程度の整備費用を要するという試算が出てございます。さらには、

電気料やメンテナンスなどランニングコストもかかります。このようなことから、導入の必要性は認めてございますが、現在の当病院の資力では導入は困難な状況と言わざるを得ません。御利用されております皆さんには御不自由をおかけしておりますけれども、今後の収支状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解くださるようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） それぞれ御丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。改めて質問と要望をいたしてまいりたいと思います。

名寄食育推進計画の恒久的な対策について伺います。名寄市食育計画の現状と課題について、家庭での推進方向はお答えのように早寝早起き朝ごはん運動は家庭からは当然のことです。しかしながら、最近では子供たちが夜遅くまで親と一緒に起きているなど早寝の習慣が乱れてきています。遅寝遅起きでは1日のエネルギーの源である御飯は食べられません。家庭での食事のとり方はそれぞれと思いますが、健康な家族、また家庭を維持できるように広報、PRに努めていただきたいと思ひます。

私の手元にことし6月13日読売新聞に掲載されたものでございますが、ちょっと紹介してみたいと思ひます。朝食食べて集中力アップ、3年前に熊本県が行った小中学生対象の学力テストで、朝食を必ず食べる中学生の5教科合計点、500点満点だそうです、の平均はほとんど食べない生徒の平均を65.4点も上回った。規則正しい生活の大切さを裏づけたものだが、専門家は脳と栄養の関係を考えても当然と指摘しております。脳のエネルギーの源はブドウ糖と、これは皆さん記憶が前からあると思ひますが、肝臓にグリコーゲンの形でわずしか蓄えられていなくて、1晩寝ると体内に蓄えられたグリコーゲンは空になる。朝食を抜くと脳に必要なエネルギーが供給されず、

集中力が低下し、ミスが多発すると、これは大阪の名誉教授でございますが、これは脳神経科の先生がお話しされています。こうした食事は、年齢に関係なく共通するそうでございます。年をとると注意したいのは、脳の低栄養化状態だそうでございます。同じ食材を食べ続けると食事が単調になる、またそういうことで病気が長続きする、また脳の老化の引き金になるとさえ言われております。そんなことでちょっと紹介させていただきました。

それから、教育現場での推進は今年度から栄養教諭2名体制で名寄地区と風連地区、それぞれ名寄小学校、風連中央小学校に配置され、指導されているとのことですが、今後指導体制を図るとのお答えですけれども、学校給食センターの業務との兼任で担当の2名の方は休日も準備のために休めない状況と、業務のボリュームが増し、勤務体制が懸念されるところです。今年度から始まったところですが、児童生徒への栄養教諭として専任できる体制も検討されると思いますが、お考えあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校の栄養教諭につきましては、現在学校給食センターから在籍校である名寄小学校と、それから風連中央小学校に派遣、派遣というか、在籍をしているということでもあります。その勤務体制でありますけれども、1週目については例えば名寄小学校に1人の栄養教諭が3日出るということになれば、もう一人の栄養教諭は風連中央小学校に2日ということで、2週目についてはその逆ということで名寄小学校には2日間、それから風連中央小学校には3日間ということで、必ず学校給食センターに1人の栄養士が常駐をするという状況になっております。今までは2人の栄養教諭が常駐をしているということでもありますけれども、今年度からそういったような勤務体制になってきているということです。学校での勤務については、1日行ったときには1

0時半から2時半までの勤務ということになっておりまして、そこには学校給食センターから在籍校に行つて、10時半から2時半まで勤めて、そしてまた給食センターに戻るといったような勤務体制になっております。

それで、在籍校の仕事の部分でありますけれども、子供たちに食育を学習させるということで、そのための教材の準備等そんなことも含めてございます。そういった部分でやっぱり今までとは違う環境になってきているということと、学校の現場の中では例えば運動会だとか学芸会だとか、そういったときも一般の教諭と同じように学校に出て、そういった状況を見ると、見るといいますか、指導するということになると思います。そういった意味では今議員おっしゃられたように勤務の体系が前年度から比べると非常に変わってきているということで、学校給食センター内部でもそのことについて協議をさせていただきました。名寄市の場合にはことしから入れているわけですけれども、道内市町村で見るとまだ栄養教諭制度を導入していないところもあるということでもあります。全道的なあるいは研修会、そんなところも現状栄養教諭制度を入れたところの状態はどうなのかといったことも含めていろいろ担当者間の中で情報交換しておりますけれども、非常にやはりきつい部分もあるということで、道教委などに対しても例えば補助的な職員でありますとかそういったことを入れた場合の補助制度だとか、そういったものが何とか立ち上げられないかといったことも含めて現在そういったような取り組みもしているということでもありますので、私どももそういった部分の中では栄養教諭がそういったような環境が変わった部分の中で休めないだとか、あるいは体を壊すということがあってはならないということでもありますので、その辺についてはさらに詰めていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。

した。2名の体制で全校を回る、ましてやことしや来年で終わるわけではなくて、子供たちの成長を願ってこれは営々と続く大きな課題ではないかと思ひます。やっぱり環境、勤務環境を含めまして検討していただきたい、そのように思ひます。

これは学校の考えなのですが、私先日車を運転しながらラジオをかけておりました。あるところの学校の取り組みということをちょっと耳にいたしまして、遠足に行きました。学年単位で行ったそうなのですが、とにかくおにぎりだけ、それと水の補給、それだけを持って遠足に行ったそうです。先生はやっぱり大人ですから、子供にとってはすごく大きなおにぎりに見えたのですが、先生のおにぎりは僕たちの何倍も大きかった、2個持ってきた。それで、生徒はそれぞれの体の大きさに合わせて持っていったそうです。先ほどのお話にもありましたが、米飯の食べ残しのお話ありましたが、この間のそのラジオの中ではお米のおいしさを初めて知ったという子供たちがたくさんいた。ほかに食べるものがないわけですから、その御飯だけ、それから水物だけで御飯というか、おにぎりを食べる。おにぎりってこんなにおいしいものだとして初めて知った、そのようなお話がラジオの中で放送されておりました。本当に私あたりも飽食でいろんなものを口に入れて、御飯のおいしさ、お米のおいしさというのを忘れかけている部分があって、こういう方法も一つの方法ではないかなと、そのように感じておりました。

それから、地域での推進方向のお答えありましたようにさまざまな取り組みが行われて、私もいろんなところに参加させていただいておりますが、またこれは健康な生活を送るためには医療とのかかわりが切り離すことができないと私は考えておられます。最近市内のお医者さん、また市立病院の先生方が出前講座ということで各所で行っておりますが、このようなきにお医者さんばかりでなくて食に関する、栄養に関する担当の専門職の方も御一緒に講座の中に入れていただいて、健康

と食のかかわり、そんな講座も開いていただけたらと思ひますが、お考えあればお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 食育の部分につきましては、健康増進計画のほうにも関連をしておりまして、ことし基本健康診査、特定健診の部分で栄養士の補強もさせていただいたところでございます。現在いろんなさまざまな形で栄養士が地域に出まして、市民の皆様にもそのような形の中で講座も開いているところでございますが、さらに今おっしゃられましたような機関の方々と協調して事業が取り組めるかどうか早急に検討して、そういう要望にこたえられるように努めてまいりたいと思ひておられます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 突然の質問で申しわけなく思ひます。

商店、道の駅等における推進は、本当に地元農家と商店が知恵を出し合ひまして、消費者のニーズに合った品物というのですか、食材を提供していただきたいように要望いたします。

それから、生産者の推進、お答えいただきました。地元のあるものを地元の人が体に入れるというのが一番これは健康にもいいことですし、これは本当に安心、安全、地産地消にかかわるといふことです。食の信条として、また思想として用いられているよくお話しされます身土不二という言葉をお聞きしますが、この理念は一里四方、三里四方、四里四方で育ったものを食べ、生活するのが一番よいとされています。環境に配慮した安心、安全な地場産を提供していただきたいと思ひておられます。

先ほどちょっと有機農法のお話があったので、私ちょっと行ってきたところを御紹介したいと思います。ことしの3月ですが、これは農を変えたい！全国運動全国集会在北海道ということで、酪農学園、江別にありますところに行って、

3日間でしたが、私が吸収できる部門のところでもちょっと勉強してきたものです。その座長というのですか、音頭取りが麻田信二前北海道副知事だったのですが、前副知事はみずからも有機農法を実験というか、実際に行われて、実践されている方でした。その中で私もいろいろと勉強してきた中なのですけれども、全国集会ということで、全国の各農業関係の方、それから有機農法を実践されている道内のたくさんの方もいらしていました。これは、道の農務部も主体となって参加しております。各農協、それから消費者団体、実践農家さん、それから若者たち、たくさんの方が講堂、物すごい人数入るのですが、そこで勉強しておりました。その中で思いましたのは、参加している方の大方が若い青年たちなのです。それで、これからの農業をどうしようかということで本当に必死に勉強しておりました。その中で、命と食と土を守る栄養管理士って、安川澄子さん、この方栄養学の博士なのですが、私もこの方と何度かお話ししておりました。名寄にも栄養科がございまして、この方も名寄に何回か来ていらっやいます。この方はこうおっしゃっています。これから巣立つ栄養管理士に食品の安全性、それから地球環境と食、地産地消、食育の推進、文化継承、日本型食生活、それから西洋医学と東洋医学の融合、こういうことを深めることによって真の健康を得られるというお話がされておりました。まさに命のとうとさを思うときにはそれは食のプロとして学んでいきたい、これから社会に巣立つ栄養士には大いなる期待をしているというふうなお話がされておりました。私は、やっぱり名寄、有機農法でたくさんの方実践されている方もいると思いますけれども、この大地を守るため、市民の健康を守るためにはもっともっと研究していただきたいなど。それで、各自治体なんかもたくさん来ていたのですが、私が見落とししたのかわかりませんが、名寄市からはいらしたのかどうかわかりません。それから、農協関係もちょっと姿

が見えない、名寄で耕作されている方は何人かお見えになった、そんな気がいたしました。

次、変えます。

(何事か呼ぶ者あり)

○24番(宗片浩子議員) 済みません。

次に、農協と行政の推進、食育推進、地産地消で切り離すことできないのですけれども、先ほど高橋議員が質問されておりまして、私も農業セミナーの後の地元産のパーティーにも参加させていただきました。もしこのような行事が今後予定されるのか、またできるのか、そのようなことがございましたらお知らせください。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) きのうの高橋議員のお尋ねでお答えさせていただきましたけれども、早速きのう風連庁舎のほうに戻りましてスタッフちょっと集めまして、去年からもそういう計画はあったのですけれども、なかなかできなかったというようなことで、ことしは先ほども御紹介させてもらいました地産地消フェアが12月の第1週の土曜日にやります。これの前に、先ほどお話ありました身土不二ではないですけれども、新鮮なものを新鮮なうちにできるだけ早く口に運ぶというようなことをぜひやってみようというふうなことで、名寄のしかるべきホテルにお世話になりますけれども、そんな計画をとりあえずしてみようということで今立ち上げるようにする準備をしているところですので、議員含めてまたお願いをすることになると思いますが、その機会にお運びいただいて、新鮮なおいしい地元の食材を味わってほしいなど、こんなように思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) ありがとうございます。昨年私も参加させていただきました。本当に地元これだけおいしいものがある、このまま私たちだけには済まされない、何とか皆さんに地元のもののおいしさを知っていただきたい、そんな

話をしておりました。

次に、名寄食育推進協議会について再質問いたします。今年協議会で20名の方が協議会の委員さんとして任命されたと伺っております。また、これは総合的な食育推進としてこれから名寄のまちの大きな道しるべになっていくのではないかと考えます。この委員さんの構成内容はどのようになっているのでしょうか。また、食育は子供から大人までと広い対応が必要なのですけれども、小さいお子さんをお持ちの親御さんは委員として選任されているのでしょうか。もし入っていないければ、子供の食育推進を図る上でも入れるべきではなかったかと考えますが、お知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今食育推進協議会の立ち上げに当たってというふうなお尋ねでございますが、御案内のとおり要綱を定めさせていただきまして、20名ということで御委嘱を申し上げたいということで計画を立てたところでございます。うち15名につきましては、そういった食育計画を策定する段階の市民委員会の段階でも御論議をいただいた多くの、これから引き続き推進するに当たってもそういった方々になっていただきたいというふうな思いもあったものですから、そういった方々にも引き続きお願いしたこともありますし、それから残りの5名につきましては一般公募という形をとらせていただきました。したがって、私どものほうでお願いしたのは15名、一般公募が5名、計20名ということで、推進協議会を立ち上げさせていただきました。

私どものほうで今思いとしてあるのは、家庭からのどういうふうな食育推進を図れるかというふうな思いをしております。もちろん子供が入っておりますけれども、家庭の中で夕食含めて、朝食もそうなのですけれども、夕食も含めて語り、そういったものも大事だろうというふうなお話をちょうだいしておりますから、ぜひとも家庭を中心にしながら、そういった御意見を寄せていただ

きたいなど、こんな思いをしておったところでございます。

協議会の中では、先ほど言いましたようにそういった構成で20名の委嘱をさせていただきました。今後につきましては展開次第では、2年でお願しておりますから、次回の場合でまたそういった貴重な意見を聞けるような機会がありましたら改めてお願いをしながら、多くの意見を聞き取っていききたいなど、こんな思いをしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ぜひとも小さいお子さんを持っているお母さん、お父さん入れていただきたいというふうに要望いたします。

また、本市には名寄市立大学がありまして、また栄養学科がありますので、学生の若い方の意見も生かすべきではないかと考えますが、御意見ありましたらお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 計画を策定する段階の先ほど言いました市民委員会の中でも多くの方々、大学関係者の方々にも御意見を賜りました。私どものほうも大学の学生さんの御意見等も拝聴するというようなことで受けとめさせていただいておりますが、中には、大学のほうとも今後詰めさせていただきますけれども、本来の学生の学業、あるいは学生の生活といたしましうか、そういったものに今後負担なり、影響がかからないことを心がけなければならぬなどということの思いが一つありますし、またそういうものを超えてぜひとも聞かせてほしいというものもありますものですから、こころは実にデリケートなのですけれども、できるだけそういった参加や意見交換の場をつくる部分には配慮しながら、そういった場づくりをしていきたいと思っております。そんな中で聞き取っていききたいなど、こんな思いをしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) 学校の構内、学生サークルというのですか、去年から私もお聞きしておりましたけれども、去年は日進の農家さんの畑を借りまして栄養学科中心に体験農業をしているというのを聞いております。また、ことしは構内の中で農作業、小さい畑ですけれども、体験しているということがお聞きしておりますが、そのことにつきまして何かありましたらお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 私どもも先般大学の事務局長とお話をさせていただきまして、そういった園芸クラブがあるというふうなことで、先生方を中心に活動されていると、大学農園というふうな受けとめをさせていただいております。耕種、播種、移植から収穫まで実に体験をしているのだなというふうなことでございます。

それから、もう一方では名寄大学の道北地域研究所、三島先生が中心となってことしサンピラーパークの中にひまわり、あるいは亜麻、こういったものを試験的に栽培しております、そういったものを収穫した後にどんな油がとれるのかというようなことで、私どものほうにもお話をちょうだいしております、一緒になって取り組ませていただいております。これらのこともありますものですから、できましたらそういった部分も頭に置きながら、今後進めてまいりたいと思っております。

それから、なおまた前段申し上げました子供方といいたいでしょうか、学生は、そのサンピラーパークの後方支援部隊といいたいでしょうか、そういった部隊でも御活躍をされているやに聞いておりますから、今後ともまた連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) ありがとうございます。私もサンピラーパーク、上のほうに淡い色の本当に優しい色の亜麻の花、それからひまわり、

遅咲きのひまわりでしたが、行って見ました。本当に学生がいろいろと体験する中で、この体験を将来に生かせるように期待しております。

国や道では6月を食育月間、毎月19日を食育の日と設けておりますけれども、名寄市においてもそのようなPRを行うべきではないか、考え方ありましたらお願いいたします。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 先ほど言いましたように9月2日の日に推進協議会を立ち上げさせていただきまして、その中で1回目の会議を持たせていただきました。これから3部会の中で分科会の議論をしております。ただ、私どものほうで先ほども申し上げましたようにメインテーマでありますところの豊かな食材、家族と一緒に楽しい食事というのを掲げさせていただいておりますし、それから一方ではサブテーマとしましては先ほどもお話ありましたように早寝早起き朝ごはんというような、こういったスローガンを掲げさせていただいております。今後こういった推進協議会の中で御議論をいただきますけれども、そういった話し合いの中で今御提案いただきましたようなそういったPRをしていく部分にどういったのが効果的なのか、こういった部分につきましてはまたそれらを踏まえて今後設置すべきかどうかも含めて検討させていただきたいし、取り組ませていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(小野寺一知議員) 宗片議員。

○24番(宗片浩子議員) 本当に早寝早起き朝御飯、私が小さいとき当たり前だったのですけれども、これ北海道のPRなのです。どんどん食べよう道産DAY、おいしいですよ北海道、毎月第3土曜日、日曜日、こういうので広報でたくさん出してあります。こういうものなのですけれども、こういうことを広報なり、またチラシなりで、何かの形でPRして、健康な家庭づくりをお願いしたいなど、そんなように思います。

それから、食育推進計画の恒久的な対策について伺いたします。島市長にお答えいただければありがたいと思います。名寄市の都市宣言で健康都市宣言を掲げて、名寄市市民憲章には体と心の健康を大切にし、お互いに温かい思いやりを持って安心して暮らすまちをつくりますとうたっております。健康と食は一体でありますので、持続的な健康、地産地消、食の安心、安全の取り組みをするためには食育は一過性のものでなくて、健康な市民と恵まれた大地を守るためというのでしょうか、将来にわたって進められるものと考えます。そこで、この推進を計画の条例化により恒久的な対策として位置づけるべきと私は考えますが、島市長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 国が食育基本法を制定をしなけりななかつた要因がどこにあるのかということに思いをめぐらしますと、日本の経済状況にも起因するのかもしれないが、核家族が非常に進んで、家族の皆さんと一緒に食事をするという条件がなかなか確立できない、個々であってもしっかりとした食事をするのが国民の健康を維持することにつながるというふうに起因しているのではないかと、このように思っているところでございます。国が基本法を持って、都道府県、そして市町村が推進計画を持つと、こういう組み立てになっておりますから、私は健康都市宣言もしておりますけれども、今回具体的に名寄市の推進計画をつくって、推進員の皆さんにもまた役割分担をして、生活福祉、あるいは教育、経済という部会でいろいろな活動をしていただくということでもありますから、いましばらくこの推進委員会の皆さん方の活動状況等を見守りたいと、このように思っております。

日本は、統計上は世界で最大の長寿国になったと、こういうことではありますが、ただ寿命が延びたということだけで喜んでいる時代ではないと。あくまでも健康寿命と申しましょうか、元気で社

会参加ができる高齢者も含めての世の中でなければならぬと、こんなふうに思っておりますから、そういう意味ではこの食育の取り組みについては単に時限的な課題ではなくて、私どもが終生この健康な世の中を維持していくという大きなテーマであろうと、こんなふうに思っておりますから、なお研究を続けていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 推進協議会が立ち上がって、これからいろんな論議されると思いますけれども、ぜひともこの名寄の健康を守るために、今市長もお話ありました長生きすればいいというものではありませんで、元気で社会参加できるような、そんなお年寄りが多く住んでいただきたいなど。そのためにはぜひ一過性のものでなくて、また次の推進協議会の中でいろいろとお諮りいただきまして、何とぞ条例化に持っていくような、そういう方向でお願いしたいと思っております。

次に、名寄市立総合病院の設備について伺います。本当にことしいろんな設備がされて、巨額の投資もありました。エアコンも導入されているとは思いますが、とにかく西日の暑さ、私も何度か訪れておりますけれども、患者さんにとりましては本当に大変なことだと思います。体を動かすことのできない患者さんや体温調節のできないお年寄りなんかたくさん入院されております。また、お医者さんやら、それから従業員、かかわる方々の健康管理ですとか労働環境ですとか、そんなことを考えまして、今医師不足ですとか看護師不足の中でそういう人たちにも配慮した、これから時間かかると思っておりますけれども、設備を何とぞお願いしたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第27号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

（仮称）南団地公営住宅建設事業建築主体工事について去る9月5日に5社による一般競争入札を執行した結果、中館・坂下・吉田経常建設共同企業体が4億2,000万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税2,100万円を加え、4億4,100万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 市長提案の補足説明をさせていただきます。

本工事は、平成19年度に策定しました住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により既存入居者の住みかえ住宅を確保すべく新たに中心市街地に隣接する市有地に建設するものであります。昨年の実設計に基づき、平成21年10月下旬完成に向け準備が整い次第工事に着手したいと考えております。

本日議決をお願いいたします（仮称）南団地公営住宅建設事業の事業概要について御説明をさせていただきます。本工事の事業概要は、鉄筋コンクリートづくり5階建てで、延べ面積は住宅棟が3,025.06平方メートル、物置、自転車置き場が198.26平米の合計で3,223.32平方メートルであります。住宅の供給戸数は、2DKが12戸、2LDKが10戸、3LDKが12戸で、合計が34戸であります。全体工事費は7億8,600万円を計上しており、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、建具工事の4工事に分けて発注いたしました。

このうち本日議決をお願いいたしますのは建築主体工事であります。入札は、8月6日に入札参加企業を公募し、設計図書の縦覧期間を8月7日から9月4日まで行い、9月5日に条件つき一般競争入札で行いました。入札参加企業は、市内の共同企業体5社であります。結果第1回入札により中館・坂下・吉田経常建設共同企業体が消費税込み4億4,100万円で落札いたしました。参考までに2番札は消費税込み4億4,415万円であります。

なお、工事期間は議決後契約の翌日から平成21年10月30日までを予定しております。

次に、お手元に配付させていただきました説明資料について御説明を申し上げたいというふうに思います。A4判の図面を配付させていただきました。図面1番をお開きください。全体配置図であり、網がけで示す部分が新築場所であり、図面の上部が駐車場で、駐車台数は全住宅分と来客用4台を確保、除雪に配慮した配置として十分な堆雪スペースを確保しております。また、南側には共用の菜園スペースも確保しております。

図面2番をお開きください。1階平面図であり、図面中央の廊下の上部が各戸の物置、エレベーター等の共用スペースがあり、下の部分が住宅となっております。

図面3番をお開きください。2階の住宅平面図

でございます。図面4番、5番は、3階、4階、5階のそれぞれの平面図であります。

図面6番をお開きください。立面図であり、建設場所の北側に道営住宅サンピラー団地があり、これらの周辺の建物との連続性を考慮したデザインとさせていただきます。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 工事請負費の補足説明もありましたけれども、ちなみに落札率は何%になっているかあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ちょっと済みません、お時間をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○議長（小野寺一知識員） 再開いたします。

野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 済みません。用意が不足しておりましたことにおわびを申し上げます。

落札率は97.01%でございます。

○議長（小野寺一知識員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 落札率が97.01%ということでありまして、最近の鋼材その他のいわば高値の部分も含めてこうした落札率になったのかなという思いはあるわけでありまして、これまでの工事入札等々を含めて、落札率から比して今回の落札率を執行の側としてはどういう受けとめ方でおられるか御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ことしから一般競争入札を今試行しておりますけれども、今までの推移を見ますと95から九十七、八というのが多い執行率でございます。やはり資材の高騰も含めて今議員が御指摘のとおりぎりぎりの線まで業者の方々が、執行率が少し高目だというふうな私たちも認識をしております、基本的に資材の高騰がやはり影響を与えていて、執行率が少し上がっているという認識は持っております。

○議長（小野寺一知識員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 落札率に関して、入札の結果でありますから、多くを申し上げる必要はないかと思うわけでありまして、とりわけ予定価格から比して公共事業の入札落札率が高いというようなことが極めて一般的な議論として言われているわけでありまして、そういう意味では適正な予定価格であったという一面的な見方もあるだろうし、あるいは落札率が極めて高いということに対するもう一方での見方もあると思えますので、ぜひ今後とも競争入札、これからもあと3つぐらい続くことになるわけでありまして、そういう面ではしっかりと予定価格等々を含めて、できるだけ絞った形を打ち込むように要望して終わりたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 意見書案第1号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書、意見書案第2号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書、意見書案第3号 社会保障関係費の削減方針の撤回を求める意見書、意見書案第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書、意見書案第5号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書、意見書案第6号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書、意見書案第7号 道路財源の「一般財源化」に関する意見書、意見書案第8号 学校耐震化に関する意見書、意見書案第9号 生産資材高騰等に関する意見書、意見書案第10号 投機マネーの抜本的規制強化に関する意見書、意見書案第11号 介護保険計画の見直しに関する意見書、意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書、意見書案第13号 北海道開発局の存続に関する意見書、以上13件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外12件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第5 報告第5号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第6 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、岩木正文副委員長。

○総務文教常任副委員長（岩木正文議員） 議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

視察期間であります、8月18日から20日までの3日間でありました。今回、当常任委員会は道内の先進地を視察させていただける決定を受け、当委員会の所管職員であります佐々木雅之総務部長、山内豊教育部長の同行をいただき、室蘭市、芦別市、奈井江町を訪問し、10項目、45点にわたり研さんを深めてまいりました。

最初の視察地は室蘭市でありました。18日午後2時に室蘭市役所を訪問させていただき、「らんらん債」「室蘭市・伊達市の広域連携」「室蘭ふるさと大使」「小中学校の適正配置」の4項目について、各担当者から説明を受け、質疑を行ってまいりました。

最初に市民公募債を意味する「らんらん債」についてであります。ご承知の通り、財政投融资制度の改革に伴い、行政への住民参加や資金調達方法の多様化を図ることを推進するため、平成13年度から市場公募債が制度化されたことから、同市では制度の趣旨を踏まえ1年間の検討の結果、政府資金の配分が減少傾向にあること、まちづくりへの市民参加を醸成するとともに、行政への関心を高めてもらうことを狙いに導入を決める一方、名称も室蘭らしく、言いやすく、覚えやすい名称

として『らんらん債』とし、平成14年度に第1回を発行、今年度が6回目の発行となっております。

概要は、発行額が概ね3億8000万円程度で、市民一人の購入額は10万円から最高100万円までとなっており、期間は3年満期の一括償還。利率は、利付け国債の流通利回りに若干上乗せして決定していました。

充当する事業は、小中学校の建設・整備事業、道路事業など、市民に判りやすく便利な事業を対象としており、反応についても、初回には「即日完売で購入できなかった」などの苦情もあったが、全般的に好評ということでありました。

一方、今後の課題としては、継続的に発行していくために、一定額以上の発行規模とコスト負担があることから、近隣自治体との共同発行を検討する必要性を強調していました。また、金利と発行手数料が発生するため、発行規模が小さければコスト高を招くことも挙げており、20年度も年利1.12%で、手数料を含めた金利は1.54%になることから、金融機関との借入れ金利と変化はなく、むしろ割高感も否めませんでした。

「室蘭市・伊達市の広域連携」については、高度情報化社会に対応した広域的な市民サービスの向上、行政コスト縮減を図るためにシステムの共同利用を検討した結果、連携することで地域インターネット補助事業において補助率のアップが見込まれるなど、財源的に非常に有利であることから共同化事業として取り組むことになったところ です。

連携の成果としては、①図書館情報システムなどの稼働で、広域的な市民サービスの実現②室蘭・伊達を光ファイバーで結んだことで、情報通信基盤が整い、小中学校のパソコン整備につながった③導入コスト・運用コストが縮減④今後のシステム共同利用に向け可能性が拡大⑤行政情報の電子化と提供情報の拡大——などを挙げ、広域連携の成果を一定評価していました。なお、事業費負

担割合は、室蘭市が70%、伊達市30%でありました。

「室蘭ふるさと大使」は、同市が開基130周年、市制施行80周年を迎えた平成14年に、「まちの魅力の紹介やまちづくりに役立つ意見、情報の提供をいただき、市勢の振興発展に資する」を目的とした『ふるさと大使設置要綱』に基づき、室蘭市に縁があり、各界で活躍している人を委嘱。現在は30名がふるさと大使として活躍しており、企業立地や誘致に対する情報提供を受けています。市では、単に委嘱するのではなく、PRのために大使各自に名刺を作成して交付しており、「今後は、東京、関西室蘭会などを含め、ふるさと納税にもひと役」と期待を寄せていました。

最後に第1次計画を終え、現在は第2次計画に取り組んでいる「小中学校の適正配置」でありませんが、同市では学校統合を進める基本的考え方として①小学校はクラス替えができること。また中学校では主要教科に複数の職員配置が可能となること。これを基本に小中学校とも1校当たり12～18学級が基本②校舎は、建設後の年数を勘案しながら、改築または大規模改修により整備③通学距離が小学校2キロ、中学校で3キロを超える場合はスクールバス導入④学校のシステムや役割については、子どもたちがよりよい環境で学習できる状況を創り出すことを第1に考えながら、保護者や地域と十二分に協議する——を掲げ、統合まで「学校及びPTA三役を中心とした説明・意見交換会」「地域全体への説明意見交換会」「統合推進協議会設置」「建設事業開始」の手順で推進しています。

またこの間、統合推進協議会と協定書を取り交わし、地域の要望事項の明確化にも取り組んでおり、市民とのかかわりを大切にしている姿は大いに参考となりました。

芦別市では、翌19日午後2時から約2時間にわたり、「財政健全化計画」「インターネット公

有財産売却」「子ども対策」の3項目、13点にわたり視察をさせていただきました。

同市の「財政健全化計画」は、平成18年3月に将来の財政推計を行ったところ、20年度における実質収支見込みが8億2,187万8,000円の赤字、21年度は20億7,370万3,000円、22年度も34億1,434万7,000円のそれぞれ赤字となり、21年度において実質赤字比率が財政再生基準の20%を大幅に上回る32.5%に達することから、19年度予算編成で歳入、歳出を均衡させるため経常費を12%削減するマイナスシーリング予算とする一方、行財政改革を並行して実施したものの、1年後の財政推計でも20年度は実質収支が4億6,049万1,000円に縮小したが、21年は依然として13億6,340万8,000円の赤字となり、財政再生基準を上回る21.7%の実質赤字比率となることが明らかになったため、財政健全化計画の策定作業を開始することとなりました。

従前の行財政改革は総務課主導で取り込まれましたが、これを財政課主導とし、20年度予算編成においても経常費をさらに7%削減しながら、各種施設の今後のあり方、市立芦別病院や保健福祉施設すばる、保健休養施設の会計状況などのヒアリングを行い、昨年12月に「芦別市財政健全化計画」を策定し、今年4月、市民に理解を求める説明会を市内9箇所で開催しております。

計画の内容ですが、目標を①財政健全化団体・財政再生団体転落への回避②収支均衡型の財政構造の確立③「市民との協働」による推進体制の確立——と掲げ、策定に基本的考え方も①市民サービスは低下させないようにする②市民サービスを維持するため、市民の皆様に応分の負担をお願いする③職員数の削減、事務事業の見直し及び施設のあり方の見直しなどにより、徹底した経費削減を実施する——としています。

また、計画期間は20年度から24年度までの5年間で、税率の引き上げ、各種使用料・手数料

の見直し、企業誘致対策等と連動した遊休地等の売却、基金の廃止による一般財源への繰入れ——で歳入を確保するとともに、特別職給与の削減、職員給与の削減、職員数の削減——等で人件費も削減。さらに普通建設事業の見直し、施設・学校のあり方見直し、事務・事業の見直し、公債費の見直し、繰り出し金の見直しにより、52億1,504万円の削減効果を見込んでおります。

市民説明会では、市議会に対する意見も出たようではありますが、市の厳しい財政状況を明らかにすることで、概ね理解が得られたことで、同市では計画の着実な実施を目指し取り組んでいく決意を顕わにしていました。

「インターネット公有財産売却」も、少しでも財源の確保を図るために取り込まれました。きっかけは、昨年10月ごろに市長、副市長から「使用頻度が低い第2市長公用車を、ヤフーオークションで売却処分するように」と指示があり、内部検討を加え、庁内にあった遊休品などを含めて最終的に車両3台、カメラ12台、大型スピーカー2台、その他6点の23件を出品。申し込みは延べ613件で、うち延べ503件が入札に参加し、大型バスが320万2,120円で落札されたのをはじめ、落札総額は482万3,555円に達していました。

特に、全道的に注目を集めたのが消防車で、全国から29件の入札があり、11万9,000円の予定価格に対し、70万3,300円で落札されました。また、今年12月も不動産物件を含めオークション参加を予定しており、主な物件として旧市長公宅、除雪トラックなどを検討しています。

担当職員は、「従来なら廃棄処分となるものも、マニアには売れることが判った。参加手続きが煩雑と指摘を受けた内容を見直しするとともに、不動産以外の少額なものの物件を省略している自治体もあるので、出品は不動産と車両を中心に検討したい」としておりましたが、財源確保策の構築は名寄市においても必要不可欠であり、検討の余

地はあるものと考えます。

「子ども対策」についてであります。同市では子どもたちの悩みを電話で受け付ける「子どもテレホン相談」を毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで受け付けるとともに、市内6つの郵便局に「子ども110番郵便局連絡所」、207箇所の各事業所・病院・商店に「子ども110番緊急避難所」、市役所公用車・タクシー・ハイヤー全車に「移動避難所」を設定。さらに図書館では6・7ヶ月健診時に「ブックスタート」にも取り組み、子どもを見守る体制の整備に尽力をしています。

テレホン相談は、昭和60年から取り生まれ、近年受理件数は少なくなっておりますが、いつでも相談門戸を広げている体制は子どもたちの『安心』につながっているようですし、緊急避難所の充実で犯罪の未然防止になっているようで事例はゼロということでした。また、ブックスタートは現在絵本1冊のプレゼントであります。図書館の幼児連れ利用者の増加、絵本等の貸出増になっており、一定の効果を確認することができました。

最後の訪問となったのは奈井江町でありました。20日午前10時から2時間にわたり「自治基本条例」「町長に手紙を出す運動と予算説明書」「移住・定住促進の取り組み」について学ばせていただきましたが、北良治町長、笹木正男議長の同席をいただき、親しく学びを深めることができました。

同町のまちづくり自治基本条例については、平成14年2月の係長以下職員7名による検討部会設置に始まりました。①理念だけではなく、制度・原則の規定②条例や制度の連結制を高める③子どもから大人まで、親しみやすく分かりやすい条文——を条文検討における課題に設定し、町民や議会への説明をしっかりと行った後の17年4月1日からスタートしております。道内でも先駆的取り組みとなっておりますので、熟知されている議員各位もいらっしゃると思いますが、改めてご

報告申し上げますと、条例は前文、制定の目的、基本理念、まちづくりの原則、町民の権利と責任、自治活動、町議会の責任、町長・町職員の責任、町政運営、町民参加の推進、連携・交流、条例の位置づけ——を柱とした全31条構成となっております。北町長は「奈井江は、合併問題で大きな町民議論となりました。この議論の中で、町と町民の目線が同じ位置となり、議論の過程で得たことを基本に策定したのが自治基本条例だ。条例施行を契機に、より豊かで住み良い奈井江町になることを目指し、町民一人ひとりが、お互いに支え合い、力を合わせるまちづくりを進めたい」と語っておりましたが、この言葉にすべてが集約されているように感じました。

また、「町長に手紙を出す運動」も町民参加のまちづくりを進めるために取り組まれているもので、郵送及びファックスでも意見を受け付け、寄せられた意見等の内容については文書で回答するとともに、町の広報誌とホームページで公開している。加えて、町長自身が年1回各学校を訪問し、小学5年生以上を対象に意見交換の場を設定するなど、様々な町民参加手法に取り組んでいることが判りました。

これら意見を交わすことに欠かせないのが、まちのデザインを明らかにする予算説明書の作成です。1年間の予算を局、室、課、委員会など各セクションごとに分かりやすく説明するとともに、職員名入りの構成図も記載し、奈井江町の目指す方向が全ての町民に理解されるよう工夫されており、協働のまちづくりを目指す名寄市にあっても参考にすべき事項と感じられました。

最後に「移住・定住促進の取り組み」であります。同町の場合、住宅用地や賃貸住宅等の供給不足に起因する人口の流出防止及び定住人口の増加を図るため、未利用町有地を活用した住宅供給やホームページを活用した民間賃貸住宅情報の提供などに取り組んでいます。具体的には、戸建住宅建設に適した未利用町有地を定住希望者等に売

却するとともに、土地売買代金の15%相当額を土地購入助成金として購入者に交付し、負担軽減と早期定住化を促進する『奈井江町戸建住宅用地供給事業』、集合住宅の建設に適した未利用町有地を町内業者には基準価格の10%、町外業者には50%という安価で譲渡する『奈井江町地域協働民間アパート建設事業』、町内で民間が所有する戸建住宅・集合住宅・住宅用地に関する情報を定住希望者に紹介する『奈井江町民間住宅等情報紹介事業』の3本立てとなっていました。

なお、利活用する町有地は、全体で戸建住宅用供給事業が7箇所17区画、地域協働民間アパート建設事業は4箇所10区画の計11箇所27区画、延べ11,963平方メートルで、20年度においてはこのうち戸建住宅用地供給事業で4箇所6区画、地域協働民間アパート建設事業は3箇所7区画の計7箇所13区画、延べ7,177平方メートルを募集しており、現在までに1件の応募があるとしておりました。

最後となりますが、今回の行政視察では各委員からの質疑の内容についてもご報告すべきところではありますが、一定限られた報告時間ですので、委員質疑で引き出された視察内容の詳細については議長に復命書として提出しておりますので、ご一読いただくことでご理解をいただき、総務文教常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、民生常任委員会、佐藤勝副委員長。

○民生常任副委員長（佐藤 勝議員） 議長の御指名をいただきましたので、民生常任委員会の行政視察につきまして、ご報告いたします。

委員会は、7月15日から18日の4日間の日程で、滋賀県東近江市、京都市、奈良県天理市の3市を視察研修してまいりました。

16日、最初の訪問先である東近江市では、「菜の花エコプロジェクト事業について」をテー

マに、平成17年2月に合併した旧愛東町にあります「あいとうエコプラザ菜の花館」にて、指定管理者の「NPO法人愛のまちエコ倶楽部」の担当者から説明を受けたところです。

「菜の花エコプロジェクト事業」とは、休耕地を利用し菜の花を植え、ナタネを収穫し、さく油してナタネ油に。そのナタネ油を家庭での料理や学校給食に、さらに、さく油時に出た油かすは、肥料や飼料として使用しています。また、廃食油は、回収して石けんや軽油の代替燃料（BDF）にリサイクルし、排出する二酸化炭素は、菜の花が成長するときに吸収するので大気中の二酸化炭素は増えないことから、地球温暖化防止に貢献し、地域内で資源が循環する「自立」の地域づくりを基本にした事業であります。

廃食油の石けんへのリサイクルに限界が見え始め、新たな利用方法の模索が始まる中で、平成8年「廃食油の燃料化」に成功し、公用車等4台に使用を開始。平成10年「あいとう菜の花エコプロジェクト事業」がスタートし、「菜の花の苗作り」が始まり、営農組合が転作田にナタネを栽培。平成16年産地づくり対策交付金対象作物にナタネを取り入れ、平成17年「NPO法人愛のまちエコ倶楽部」によるナタネ買取・さく油・販売を開始し、市内循環バス2台にBDF燃料の供給、その後、10台に増やすなど事業効果を発揮しています。

菜の花エコプロジェクトの効果として、地球温暖化防止の効果や持続可能な資源であること、休耕地や不耕作地の利活用として期待ができること、油は特産品、花は観光資源として利用できるなどがあげられます。問題点として、原料である廃食油に左右されることから軽油に比べ品質が一定ではない、軽油に比べ酸化の速度が速いなどがあるが、問題点や課題が克服され、北海道、特に名寄地方の積雪・寒冷地に適合し、栽培が可能であれば、転作地や耕作放棄地を活用しナタネを栽培し、農地がエネルギーを生み出すことで、地域づくり

にもたらす影響は大きく、道北の農業に新たな展開を見出すことが可能であります。

17日は、京都市を訪問し、「京都市地球温暖化防止対策条例について」をテーマに研修を行いました。

京都市は、平成9年7月に2010年までにCO₂排出量を1990年比90%に削減を目指す「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向け、多彩な取組みを進めてきましたが、その後も京都市域における温室効果ガスの総排出量は、全体として横ばい傾向を示していたことから、更なる取組みを進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の条例として「京都市地球温暖化対策条例」を平成16年12月に制定、平成17年4月1日に施行しています。

条例制定後の具体的な取組みとしては、全庁横断的な推進組織として、市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置するとともに、環境政策顧問を配置し、全庁あげて地球温暖化対策の一層の推進を図っていること。

点検評価のための第三者機関「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置し、点検・評価を行い中長期的な目標や課題解決に向けた取組みの提案等を行っている。などの説明を受けたところです。

地球環境問題は、遠いところの話ではなく、私たちの暮らし方の選択から起こってきた問題であり、地域の現場から新たな価値観の共有に向けた知恵と工夫とを見出し、発信していかなければなりません。また、地球温暖化の進行は、目に見えないだけに対策の必要性を市民、事業者に認識してもらうことは容易なことではありません。地球温暖化は、全ての人が自分の問題として捉えなければならず、そのためにはCO₂削減という環境価値を経済価値に置き換える取組みが有効であり、「京都エコポイントシステム」「京都CO₂削減バンク」のように地域からの取組みも含め、市民、事業者、行政との広範かつ密接な連携が必須であ

ります。特に市は、情報の提供、環境施策の確立などに指導的責務を負っていることは論をまたないところであります。

18日は、「子育て支援事業」で先進的な取組みを行っている天理市を訪問し、「安心して子育てができるための支援体制づくり」について、健康福祉部児童福祉課の担当者から学ぶことができました。

天理市の子育て支援事業は、平成11年10月に開館した「子育て支援ホール」の管理運営と事業展開のために平成12年4月、児童福祉課に子育て支援担当保育士が1名配置されたところからスタートし、子育て支援の基本となる①すこやかホールの設置②出前保育③子育て支援連絡調整会議の設置をメインに据えて支援事業に着手されました。

すこやかホールは、天理市役所内に併設されている保健センターの地階の子育て支援ホールの施設を利用し、日曜・祝祭日を除く毎日開放され、年間で述べ5,000人に上る母子の皆さんに利用されています。子育て経験が乏しい若いお母さんと赤ちゃんが、二人きりで閉じこもりにならないようにと、育児健診などの機会を最大限に活用して育児相談や他の母子とのスキンシップを通して友情の輪を広げ、母子の孤立化防止を図っているとのことでした。

出前保育では、郊外や遠隔地の母子のために、各地区の公民館に保育士が足を運んで、気軽なサロンとして「育児相談」「育児情報の交換」なども行なっています。

また、行政内の組織で「子育て」の冠をつけた事業を行う担当部署による「子育て支援連絡調整会議」を設置し、縦割り行政の弊害を極力廃して、「誕生から就学前の子育て」を横断的に支援する「次世代育成支援対策地域行動計画」の策定に向けた取組み、「子育てサポートクラブ」や毎月発行の情報紙「のびのび通信」など、多彩なメニューを展開しています。

かつては当たり前に見られた、赤ちゃんをあやすおかあさんを見守る温かい家庭や地域のつながりが希薄になった現代社会にあって、自ら子どもたちに係わろうとしない大人たちにも、中高生や高齢者などとの異年齢交流の機会等を設けて、協力の輪を地域で広げていかなければならないなど、つながりを重視した「地域の子育て」について、あらためて新たな取り組みの必要性を痛感させられたところであります。

以上申し上げまして、民生常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、経済常任委員会、木戸口真委員長。

○経済常任委員長（木戸口 真議員） ただいま議長の御指名がございましたので、順次経済常任委員会の行政視察報告を申し上げます。大体予定では13分と考えておりますので、よろしくおつき合いを願いたいと思います。

経済常任委員会は平成20年7月15日から18日の4日間の日程で長野県川上村、長野県長野市、東京都杉並区高円寺を行政視察してまいりました。

最初に、長野県川上村の「高原野菜（レタス栽培日本一）の取組みと課題について」をご報告申し上げます。川上村は、長野県の東南部に位置し、人口約4,700人、全村が標高1,000m以上の高地にあり周りは2,000m級の山々に囲まれ、群馬、埼玉、山梨の三県に境を接する高原の村です。役場地点の標高は、全国の役場の中で最も高く1,186m。

このため気象条件は厳しく、完全に霜を見ないのは、7月、8月の2ヶ月に過ぎず、冬期間の雪の量は近年少なくなったものの、気温が氷点下20℃を割り込む日も珍しくなく、戦後、厳しい気象条件と激動する社会情勢の中、林業に変わる新しい産業を興そうといくつもの研究グループをつくり、遂に探り当てたのが、厳しい気象条件を逆

手に取った「夏だし野菜」でした。

その後、日本中でレタスの栽培適地を探していた米軍が、村に調達駐在を置き、種子、栽培技術、そして購入まで、文字通り丸抱えとなり、農業振興に努めたのでした。

その結果、川上村ではレタス栽培が盛んとなり、村の主産業として、全国一の野菜王国へと発展しました。

川上村では、日本一の生産量を誇るレタスを始め、白菜、キャベツ、グリーンボールなど30種類以上を数える野菜や果物の産地でもあります。

独自に3,000万円の川上村野菜生産安定基金を創設し、基金運営協議会規約に基づき、15種類の指定野菜の最低価格の保証や、収穫後の圃場での緑肥作物に対して助成金を交付する等、野菜生産農家の経営安定を図っております。

また、村には600戸余りの農家に、3つの農協が存在し、各農協間で野菜の差別化事業に取り組んでいます。一戸平均面積が2.8ヘクタールと規模は小さいですが、総生産額が1戸平均2,000万円以上を目標にしており、村も中心となり高原野菜産地の確立を目指し、行政支援に取り組んでいます。

また、川上村では、地元の新鮮なレタスを丸ごと使用した爽やかな味の焼酎も生産しており、八ヶ岳の山々の雄大な自然を利用した特産品の取組みにも力をいれております。

今後の課題として、戦後50年、「地域の自立」を基本理念に進めてきた地域づくりは、ほぼ全戸に後継者が定着し、基幹的農業者の平均年齢が35歳と長野県平均の65歳に大きく差をつけていますが、更なる人材育成が必要ということと、一つの産業が100年以上繁栄し続けた例は世界的にも無く、多様化する消費動向の把握、新しい消費分野の開拓、新品種の開発、疲弊した土壌の改良などがあげられます。

川上村の農業は、新たな試みを展開させるべく、行政と農協、そして、農家が共に協力し取り組ん

であり、この取り組む姿は、今後の名寄の農政に活かせるものと実感いたしました。

次に、2日目長野県長野市の「長野市中心市街地活性化基本計画の取組の経過等について」をご報告申し上げます。

長野市は、平成10年に冬期オリンピック大会の開催都市として、高速道路・新幹線などの社会資本の整備が進められ、平成11年に中核都市への指定を受け、その後、平成17年の1町3村の編入合併により、現在では、人口約38万人を有する国際都市・地方中核都市として躍進を続けています。

長野市の中心市街地は、JR長野駅から善光寺に至る善光寺表参道を中心に、県庁・市役所をそれぞれの方向に控えて包摂しており、善光寺表参道は、JR長野駅から善光寺門前までの全長1.8km、高低差約40mという全国に誇る参道です。

こうしたことから、善光寺を中心として街が形成されてきた市街地において、善光寺門前や善光寺表参道などは、他の都市にない「長野の個性」であります。年間600万人が訪れる善光寺は、中心市街地活性化事業の取り組みに欠かせないものです。

長野市では、平成10年度に制定した中心市街地活性化法を受けて、平成11年9月に「長野市中心市街地活性化基本計画」を策定し、活性化に向けた取り組みへの一歩を踏み出しましたが、平成12年7月には、街なかの地元百貨店の長野そごうが倒産し、同年12月には、大型スーパーダイエー長野の閉店により、まちの中心部の2つの大型空き店舗が出現するといった事態に直面し中心市街地の空洞化が進み始めました。

このため、大型店に頼ったまちづくりを見直した旧基本計画を補完するものとして、平成14年度に長野市中央地域市街地再生計画を策定し、先行的、重点的に5年以内に取り組む事業として、大型空き店舗の「後利用」について集中的に取り組みました。

ダイエー長野の空き店舗は、市民6,000人の陳情をもとに長野市がビル一棟を平成14年6月に取得し、「もんぜんぶら座」として再開し、市民代表者で組織されたまちづくり検討委員会やボランティア団体や市が計画策定時に提案した子育て支援施設や高齢者交流施設、市民活動支援施設を設け、一階には、まちづくりTMO機関と協働による、市民待望の食品スーパーが導入されました。

平成18年10月からは、未利用4階に職業相談総合窓口、消費者センター、日本司法支援センター・法テラスが設置され、既存施設を再利用する取組みによりオープン以来300万人を超す利用者と市街地活性化に一定の効果が生まれました。

私たちも、実際に市役所の担当者方ともんぜんぶら座、複合施設「トイゴ」、商業施設「パティオ大門」、善光寺表参道を中心に現地視察致しました。

「もんぜんぶら座」では、人々で賑わいを感じ、特に2階には、飲食店と子育て支援センターが、中心街に設置されていて若いお母さん方が子どもたちとの楽しい姿を拝見でき、市民を巻き込んでの再利用の検討されたことが、市民の交流と憩いの場となっているなど感じました。また善光寺前の「パティオ大門」は、明治時代から残る貴重な煉瓦作り建物を活用した飲食店などが7～8軒あり、古い蔵や古民家を活用して1区画に、歴史を感じるものでありました。

中心市街地活性化基本計画は、20年後の長野の姿を想定した長野市都市計画マスタープランのまちづくりの課題を踏まえた「生きがいや充実感が実感できる都市」をはじめとする都市づくりの理念の実現と、中心市街地の活性化の50の追加事業と整合性をとりながら策定されており、計画の目標と事業の特色については、ひとつに訪れたくなるまち、二つに、すみたくなるまち、三つに、歩きたくなるまち、四つに、参加したくなるまちの四つの目標達成のため、目標ごとに数値設定し

計画期間中に定期的なフォローアップを実現し、市民や関係機関、まちづくり団体、中心市街地活性化協議会から組織される評価機関の「長野市中心市街地活性化基本計画推進評価専門委員会」を立ち上げて体制を構築したことがあげられます。

また、年間600万人が訪れる善光寺を中心とした観光と魅力向上のために歩行者と自転車通行帯の交流人口の増加を図る「中心歩行者優先道路化」事業を5年間の社会実験として進めるなど特色のある事業が導入されていました。

計画推進には、まちづくり機関「(株)まちづくり長野」がハード及びソフト事業を通じた関わりにより大きな効果をあげており、これから24年度に向けては、市民と協働による事業の取り組みや、「門前都市ながの」への実現に向けて行政とTMO等が中心となり協力推進していくこと等を全委員で確認し長野の視察を終了いたしました。

次に、3日目東京都杉並区高円寺の「高円寺パル中心市街地活性化の取組について」をご報告申し上げます。

杉並区と旧風連町とは平成元年に交流協定が締結され、相互人的交流、児童・生徒の交流、文化交流、経済交流が続いており、今回は、友好都市杉並区を更に少しでも知ることが出来ればと考え、杉並区高円寺商店街の「中心市街地活性化事業」を視察先といたしました。

高円寺商店街は、駅前に、パル商店街、ルック商店街、純情商店街の3商店街があり、視察はパル商店街において実施し、高円寺パル商店街振興組合理事長谷幹男氏の説明を受けました。

雨が降っても人の集まる商店街と、売り上げ30%増を見込んで昭和54年にアーケードを建設しましたが、平成9年には、老朽化に伴う構造的な問題等、様々な問題がでてきました。

1には各店の風雨対策、2には日差しの問題、3には昼間の暗さ、4には維持費の問題、5には店舗の資産価値の上昇などの問題が出ていたため、再建計画を6年間におよぶ時間をかけ協議し、平

成15年に東京都の事業として、棟延長274.714mにアーケード再建が決定し、照明は7色の光が躍動感を演出するウェルカムプラザ街路灯、ウェルカムゲート、パルタワー、パルプラザ、ポラード、照明と音響装置などが整備されました。総工費6億8千19万7,000円、自己資金3億2千3百83万4,000円の事業として完成しました。自己資金の内半分程度の積立て資金があったので事業に取り組めたと言う事でした。

また、高円寺の「阿波踊り」は、商店街活性化のために「何かしなくちゃ」との思いから、昭和38年青年38人で「ばか踊り」を始め、昭和42年に「高円寺阿波踊り」に変更後、今では、東京を代表する風物詩になり、見物客120万人が集うイベントとして大きな経済効果を生み出しております。

現在、120店舗ある商店街には空き店舗はなく、「アーケード」と「阿波踊り」は高円寺の「街の顔」として愛されており、特徴として、アーケード再建に対する取り組みにかなりの時間を掛けて行っていること、阿波おどりのイベントも一定の効果を果たしていることを学び杉並区をあとにしました。

以上の視察を終え、当委員会としましては、長野県川上村のレタス日本一ともう一つの顔、「日本一専業農家の増えた町」の取り組みから学ぶ、村人の取り組み姿勢、また、長野市は、箱物建物でない、今ある資産を活用した活性化事業からそれにかかわる人の思いとこだわり、また、同じく高円寺パル商店街振興組合の計画性の高い取り組みと意思統一、どれをとってもそこにいる「人」が基本となり実の有る計画を成功させようとしていること等、今回の視察で学んだものを、名寄市まちづくりに活かしていきたいと考えております。

以上申し上げまして、経済常任委員会の行政視察報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 日程第7 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

署名議員 黒 井 徹

○議長（小野寺一知識員） 日程第8 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 持 田 健